

第3章 史跡松江城の概要

第1節 史跡松江城の調査と整備の概要

松江城は、慶長5年（1600）の関ヶ原合戦の戦功により出雲・隱岐二ヶ国の太守となった戦国武将の堀尾吉晴、忠氏父子が新たな居城として計画し、吉晴が実質的な指揮を執って慶長12年（1607）頃から慶長16年（1611）頃にかけて築城したとされる近世城郭である。

松江城の曲輪は、亀田山（標高28.4m）頂上に本丸、本丸の南側に二之丸、北側に腰曲輪、東側に中曲輪と外曲輪（二之丸下ノ段）、西側に後曲輪が配置される。腰曲輪の北側には切通し（堀切）を挟んで北之丸（現松江護国神社、上御殿跡）や城山稻荷神社などがある外曲輪が置かれた。これらの曲輪の周囲には内堀が巡る。また、亀田山の南麓には内堀を挟んで三之丸が配置された（図3-1）。

松江城を居城とする松江藩主は、堀尾家（慶長5年から寛永10年〔1600～1633〕）、京極家（寛永11年から寛永14年〔1634～1637〕）、松平家（寛永15年〔1638〕から）と替わり、明治時代を迎える。

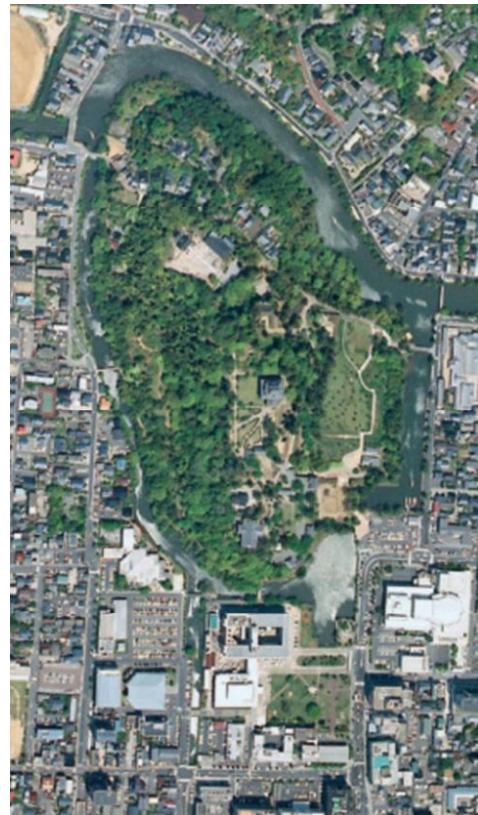


写真3-1 松江城（上空から「上が北」）



写真3-2 松江城 遠景（南から）



この概念図は、近世の絵図、文献史料を検討し、本書で表記する城郭および曲輪の呼称を整理したものである（松江市編集委員会松江城部会 2016）。

図 3-1 松江城城郭呼称概念図

(1) 史料調査、発掘調査等の調査成果

松江城は、古代・中世の城郭とは異なり近世の城郭であることから、天守、石垣など現存する遺構や発掘調査だけでなく、文献史料や絵図など江戸時代の史資料のほか、明治時代初期の古写真から往時の姿を探ることができる点に特徴がある。

① 文献史料

松江藩主が松平家の時代（松平期）には、松江城の城郭施設の名称や構造、規模を記録した文献史料が残る。

■ 竹内右兵衛書つけ（17世紀後半、松江歴史館蔵、松江市指定文化財）

「竹内右兵衛書つけ」は、松江藩御大工の家柄であった竹内家に伝わる武家住宅を主とする木割に関する家伝書で、年表、家相之部、武家之部、松江城城郭之部、奥書で構成される。このうち松江城城郭之部は、「御本丸中」「二御丸中」「御本丸二丸下ノ段」「新屋敷之内」に分けて記され、各区域に建つ城郭施設ごとに規模、向き、屋根葺き材などが記される（図3-2）。

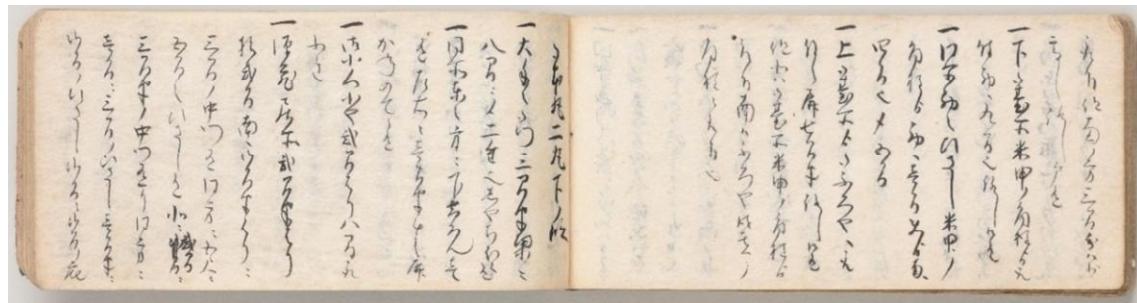


図3-2 竹内右兵衛書つけ（「二御丸中」の末尾から「御本丸二丸下ノ段」の冒頭部分）

■ 御城内惣間数（明和3年〔1766〕、国文学研究資料館蔵）

「御城内惣間数」は、「御天守」「本丸」「腰曲輪」「二之御丸」「中廓」「外廓」などに分けて、各区域に建つ城郭施設ごとに規模、屋根葺き材のほか、石垣の高さ、法面長さなども記す（図3-3）。

なお、本書は、昭和24年度（1949）に松平家より文部省史料館（現国文学研究資料館）へ寄贈された「雲州松平家文書」の一つで、松江藩御作事所



図3-3 御城内惣間数（左：表紙、右：中樋、南樋該当部分）

において主に城郭施設の修繕を行う御破損方により明和3年（1766）に書き写された記録である。

② 絵図

松江城に関する絵図は多岐にわたる。描く範囲を見ても城郭全体の図、曲輪の部分図、城下まで含めた図など様々で、描き方についても城郭の縛張り（平面プラン）に関する図、建物の間取図、極端に簡略化した図など千差万別である。その中には、実測に基づき作製された図など、松江城の城郭の様相を知るうえで重要な情報を得られる絵図がある。

【城郭図（城郭施設の実測図）】

城郭を範囲とする絵図（城郭図）のうち実測に基づき建物平面を示す図は、松江城の城郭施設の往時の実態を正確に把握するうえで重要な資料となる。

松平期には、実測による松江城の城郭施設の絵図が残る。

■ 松江城縛張図（17世紀末、松江歴史館蔵、松江市指定文化財）

「松江城縛張図」は、本丸、二之丸、腰曲輪、中曲輪、外曲輪（二之丸下ノ段と馬溜）、後曲輪の城郭施設を示した、長辺 193 cm、短辺 170 cm の大型の絵図である。縮尺が 200 分の 1 となるよう、紙面全体に 1 間 9 mm とする方眼を引き、そのうえに城郭施設の大きさの紙を貼り付ける。貼紙には柱の位置が黒点で記される。主要建物には名称を付し、主要部分と主要建物間の寸法が間尺で記される（図 3-4）。

なお、本図は、「竹内右兵衛書つけ」に記された諸施設を松江藩の御作事所で改めて実測した図面と推測されている。

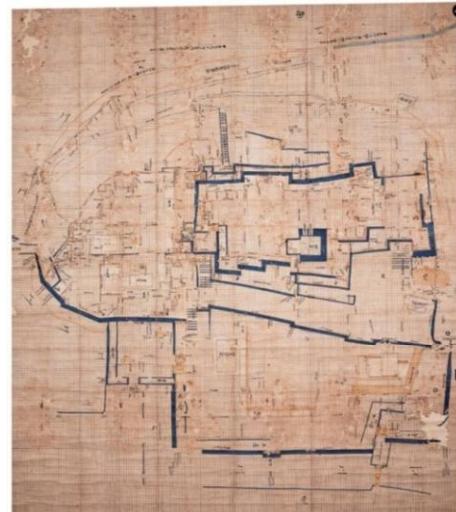


図 3-4 松江城縛張図

■ 御本丸二ノ御丸三の丸共三枚之内（寛文 11～元禄 7 年 [1671～1694]、国文学研究資料館蔵）

「御本丸二ノ御丸三の丸共三枚之内」は、作図の範囲、作図の方法がいずれも「松江城縛張図」と同様で、図の大きさ（長辺 185 cm、短辺 163.5 cm）もほぼ同じである。（図 3-5）。

なお、本図は、昭和 24 年度（1949）に松平家より文部省史料館（現国文学研究資料館）へ寄贈された「雲州松平家文書」の一つである。

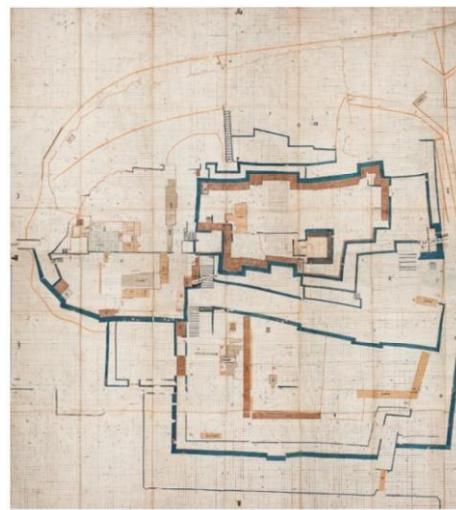


図 3-5 御本丸二ノ御丸三の丸共三枚之内

【城郭図（実測図に基づく城郭全体の絵図）】

松平期には、先述のような実測に基づく図をベースにして、城郭全体を範囲として曲輪配置などの縄張りや城郭施設の配置を表す城郭図も作製されている。

■ 御城内絵図面（享保4～5年〔1719～1720〕、国文学研究資料館蔵）

「御城内絵図面」は、内堀に囲まれた本丸、二之丸、腰曲輪、中曲輪、外曲輪、後曲輪と三之丸における城郭施設の位置や建物配置、城内の道など、松江城全体の城郭の様相を描いた図である。紙面全体に1間9mmとする方眼のヘラ引きがあり、縮尺200分の1となるよう描いたとみられる。主要建物には名称を付し、主要部分と主要建物間の寸法が間尺で記される（図3-6）。

本図は実測図である「松江城縄張図」をベースにして作製されたとみられ、建物配置や建物の大きさなど比較的正確に描写された城郭図で、享保年間の松江城の様相を確認できる（図3-7）。

また、本図の端にある貼紙に、「松江旧城口廻ル 惣間数大允三百八拾間 此町数拾三丁四間 明治五年申九月兵部省ニ差出扣」と記すように、新政府の兵部省へ提出された城郭図である。建物の取壊しや新たに建てられるたびに貼紙が貼られて上書きされたことが確認でき、明治5年（1872）までの城郭施設の状況も示していることもわかる。

なお、「御城内絵図面」のトレース図に、「竹内右兵衛書つけ」、「御城内惣間数」、「御三丸御指図三枚之内」をもとに城郭施設名称を付して、各曲輪における城郭施設の配置状況を整理した（図3-8～13）。

本図は、先述の「竹内右兵衛書つけ」や「御本丸ニノ御丸三の丸共三枚之内」と同じく、昭和24年度（1949）に松平家より文部省史料館（現国文学研究資料館）へ寄贈された「雲州松平家文書」の一つである。



図3-6 御城内絵図面

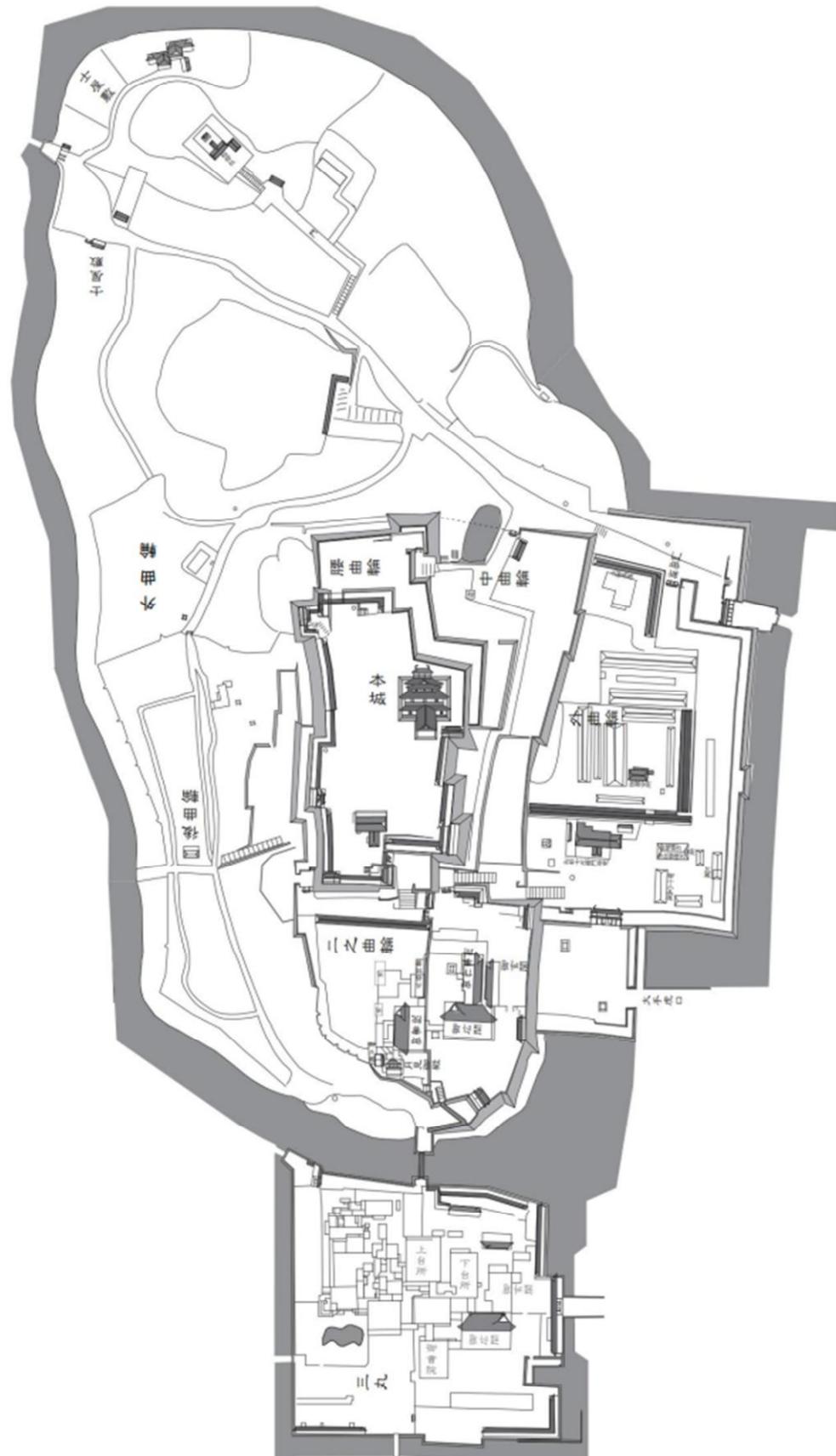


図3-7 松平期(享保年間:18世紀初頭)の松江城の城郭の様相(「御城内絵図面」より作図)

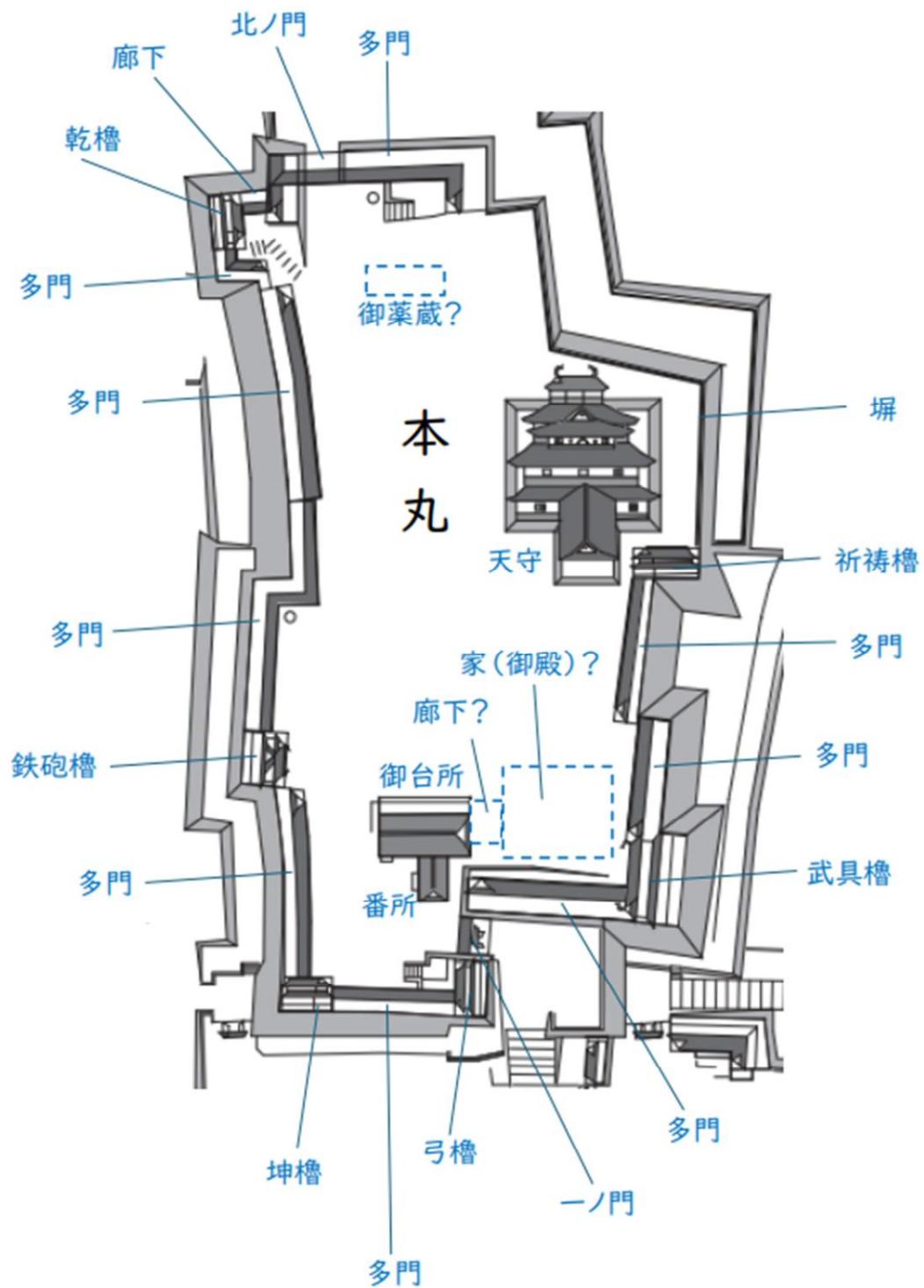


図3-8 本丸の城郭施設の配置（「御城内絵図面」より作図）

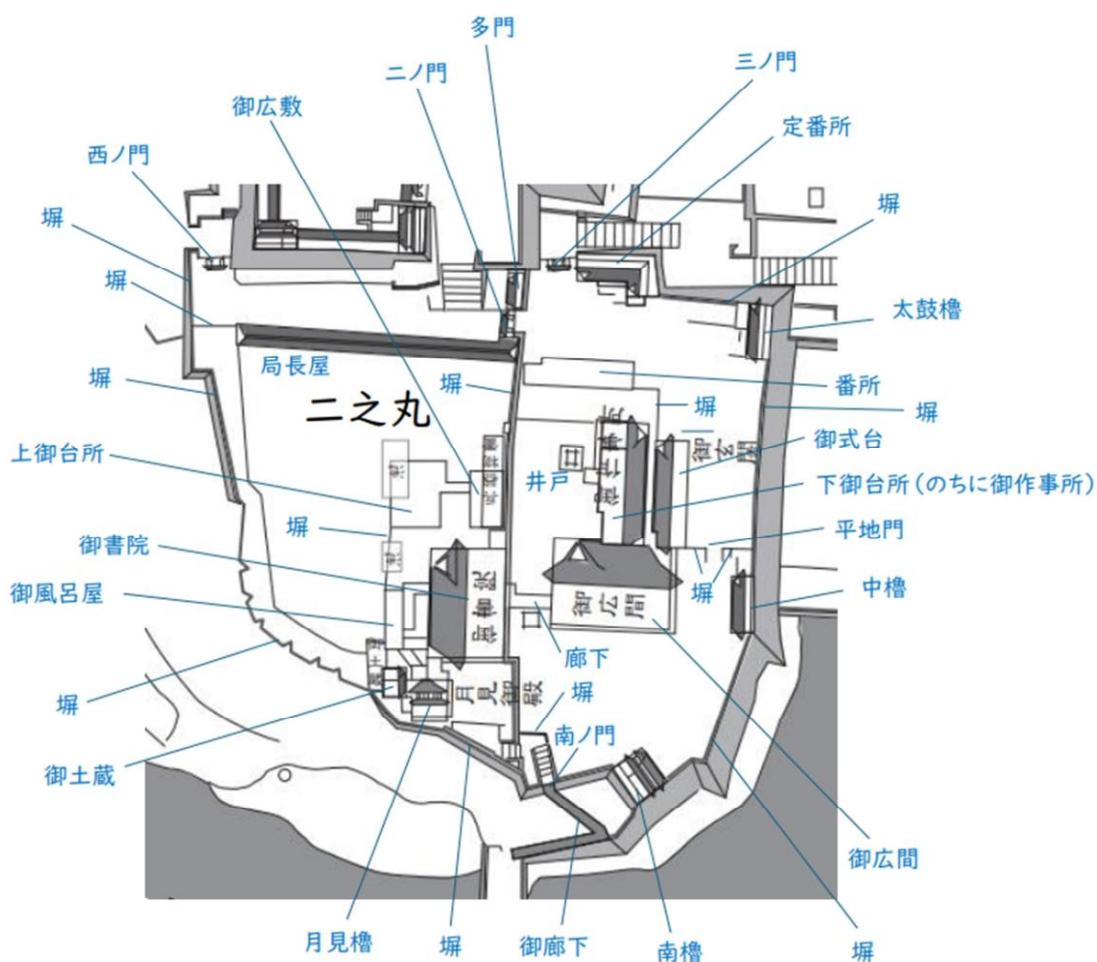


図 3-9 二之丸の城郭施設の配置（「御城内絵図面」より作図）

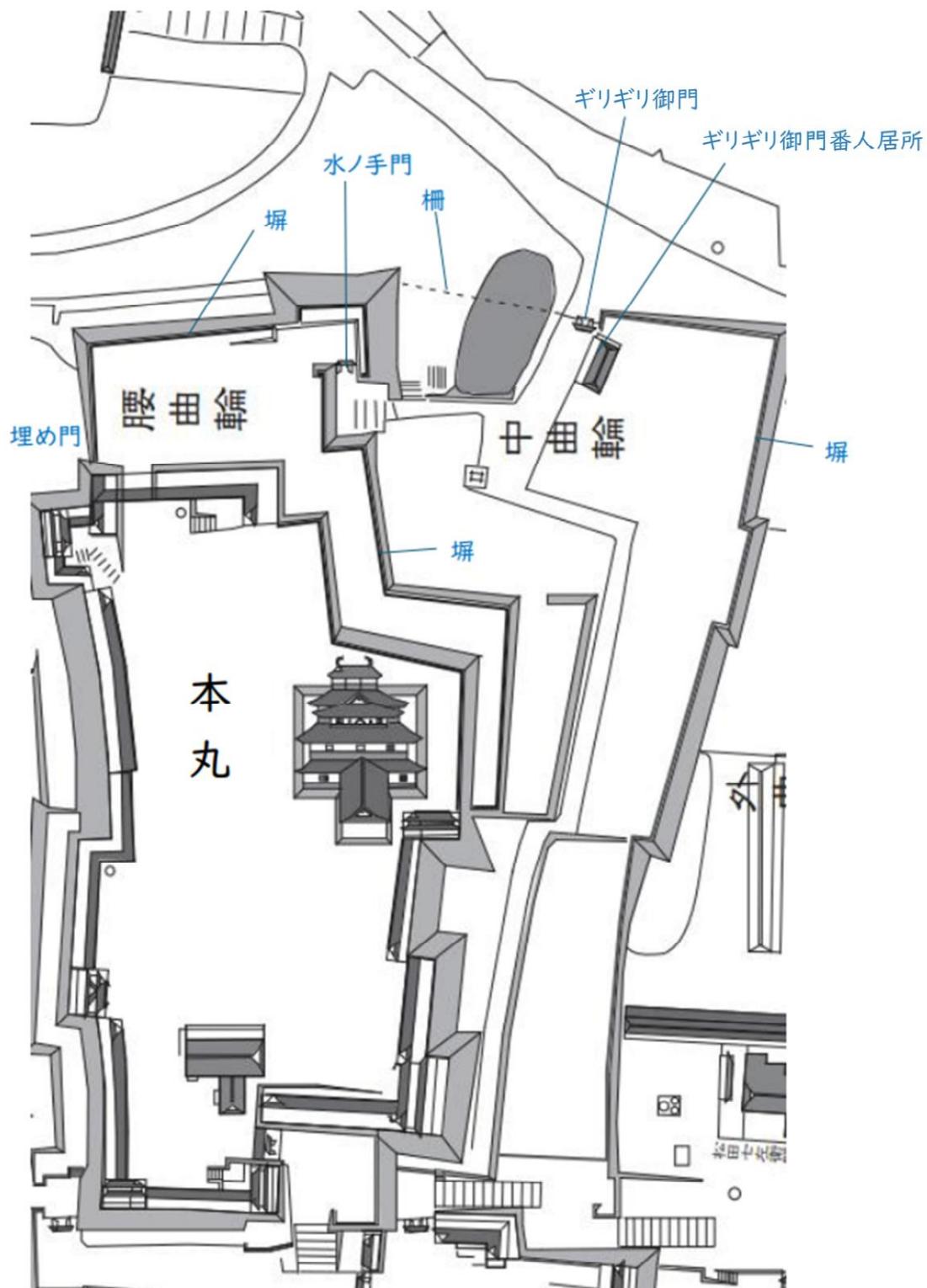


図3-10 腰曲輪、中曲輪の城郭施設の配置（「御城内絵図面」より作図）

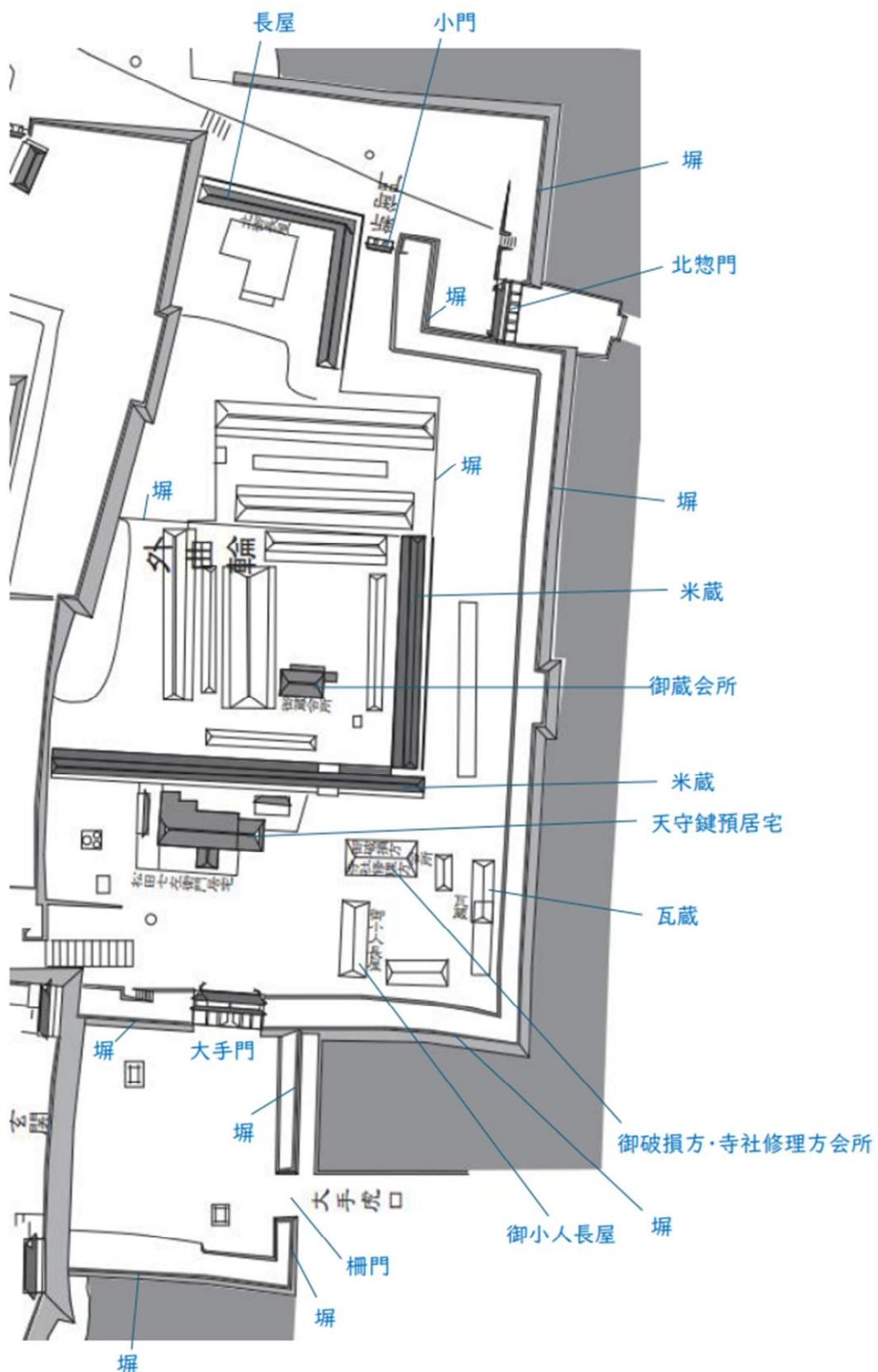


図3-11 外曲輪(二之丸下ノ段・馬溜)の城郭施設の配置（「御城内絵図面」より作図）

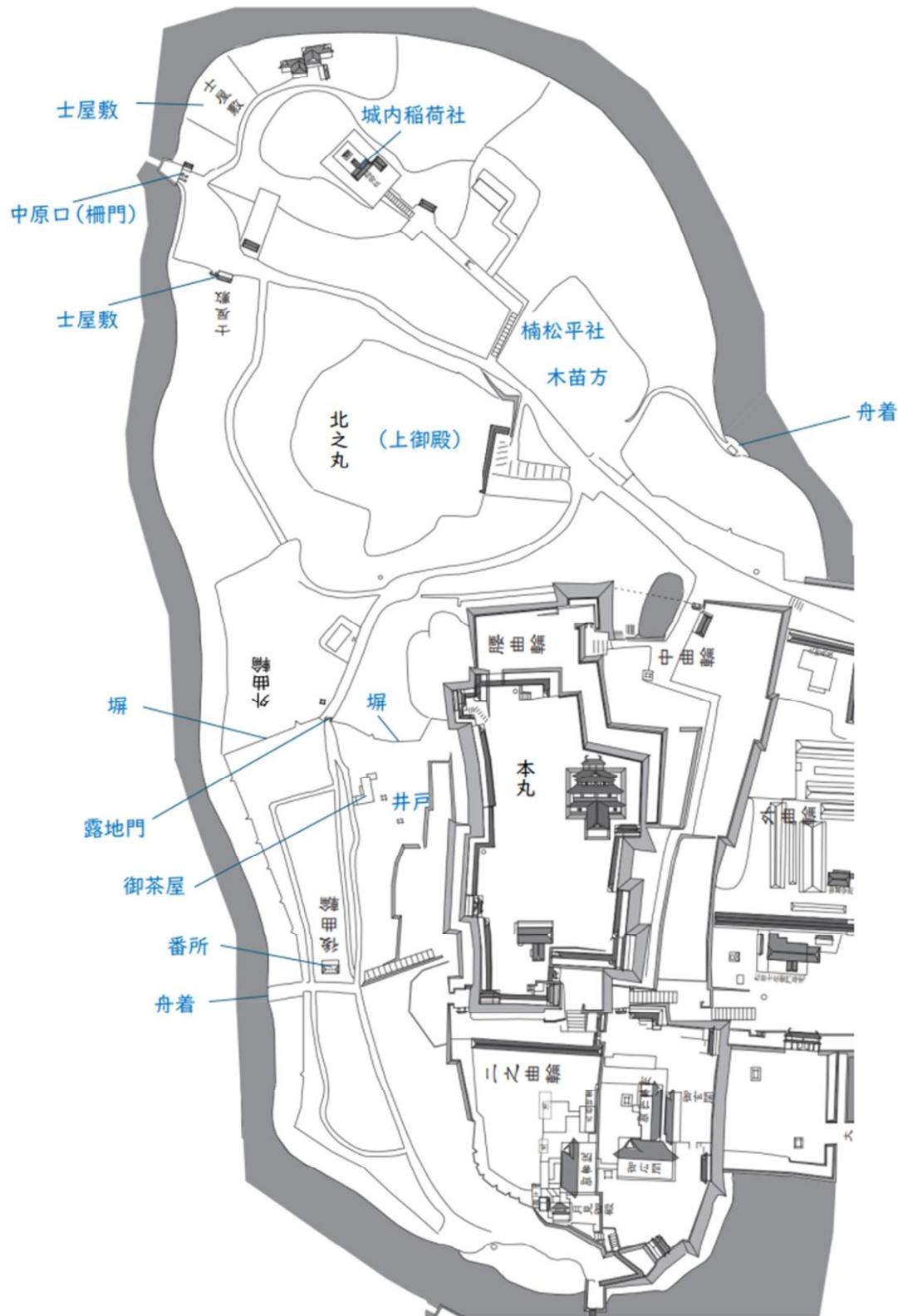


図3-12 後曲輪、外曲輪、北之丸の城郭施設の配置（「御城内絵図面」より作図）

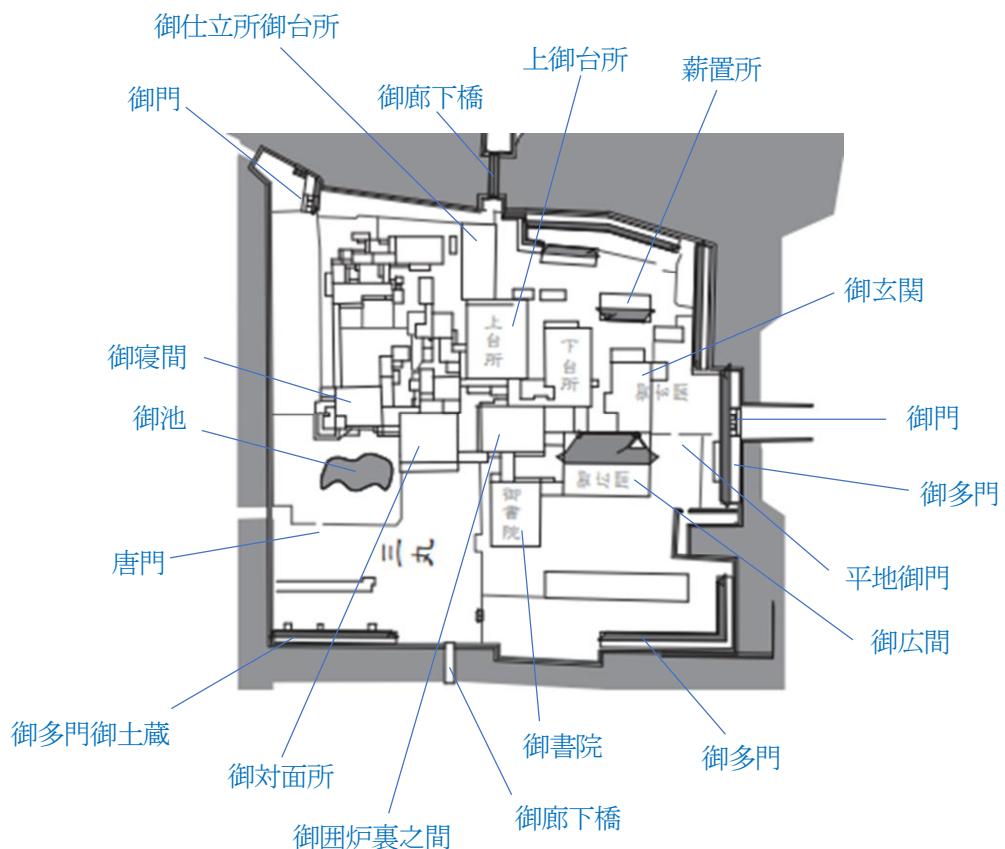


図 3-13 三之丸の城郭施設の配置（「御城内絵図面」より作図）

【城下図】

先述のような城郭図は松平期のものしか確認できていない。堀尾期と京極期の松江城の城郭構造を描いた絵図としては、城下全体の様子を伝える城下図がある。

■ 堀尾期松江城下町絵図（寛永 5～10 年 [1628～1633]、島根大学附属図書館蔵）

「堀尾期松江城下町絵図」は、松江城の城下全体を描いた絵図で、武家町や町人町の町割りを描き、武家地には堀尾家の家臣名を記す。道路を濃茶色で、丘陵、山、土手を緑色で、石垣を水色で、水系は紺色で彩色される。城郭内には石垣や建物など城郭施設の配置が簡略的に描かれている（図 3-14・15）。

本図は、堀尾期における松江城下の様子を知ることができる絵図で、現存最古の松江城の城下図である。



図 3-14 堀尾期松江城下町絵図(城郭部分)

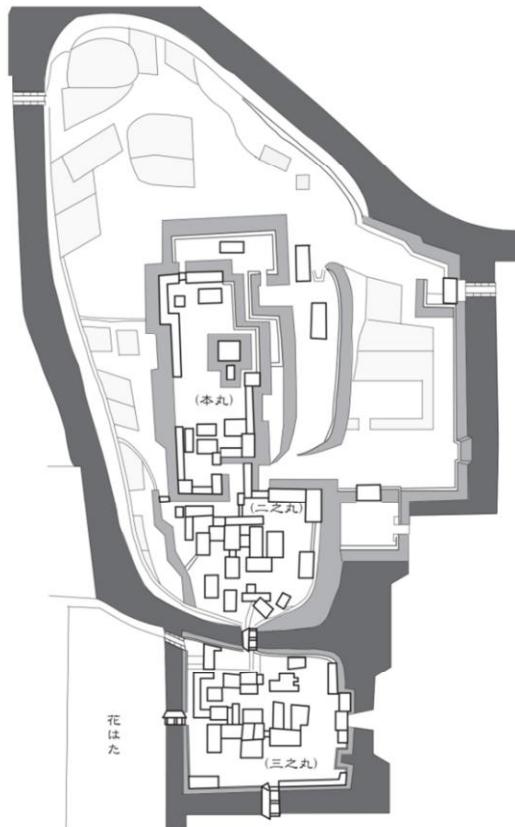


図 3-15 堀尾期の松江城の城郭の様相
（「堀尾期松江城下町絵図」より作図）

■ 寛永年間松江城家敷町之図（寛永 11～14 年 [1634～1637]、丸亀市立資料館蔵）

「寛永年間松江城家敷町之図」は、「堀尾期松江城下町絵図」を下図として京極期の松江城下を描いた絵図と考えられる。武家町や町人町の町割りを描き、武家地には京極家の家臣名を記す。城下の道路を赤色で、丘陵、山、土手を緑色で、水系と石垣を灰色で彩色する。城郭内には石垣や建物など城郭施設の配置を簡略的に描き、石垣を灰色で、建物など城郭施設を白抜きにして、それ以外は赤色で塗りつぶしている（図 3-16・17）。

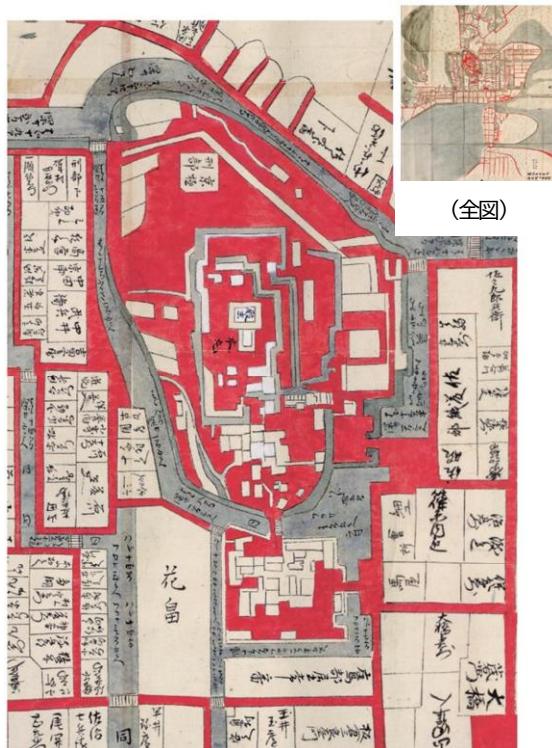


図 3-16 寛永年間松江城家敷町之図（城郭部分）

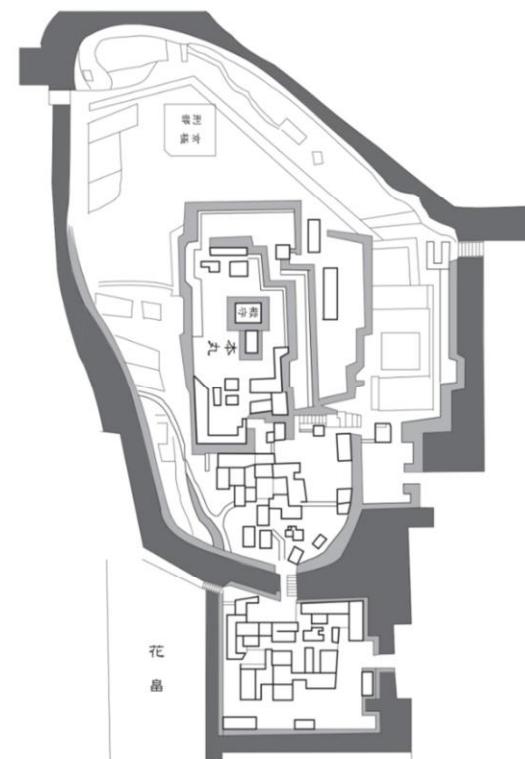


図 3-17 京極期の松江城の城郭の様相
（「寛永年間松江城家敷町之図」より作図）

③ 古写真

天守を除く松江城の建物が取り壊される明治8年（1875）以前に撮影された松江城の写真が数枚確認されている。

■ 本丸・二之丸方面を撮影した写真（三之丸正面付近から）

本丸の武具櫓、多門、二之丸の御書院、南櫓、御広間、中櫓、三之丸の表御門などが写る（写真3-3・4）。



写真3-3(左)・写真3-4(右) 松江城古写真(三之丸正面付近から撮影) [明治8年(1875)以前]
[松江城天守が写る現存最古の写真(左)と3番目に古い写真(右)]

■ 三之丸方面を撮影した写真（大手口付近から、二之丸の南櫓付近から）

三之丸の表御門の外側周辺（写真3-5）、内側周辺と三之丸の施設（写真3-6）が写る。

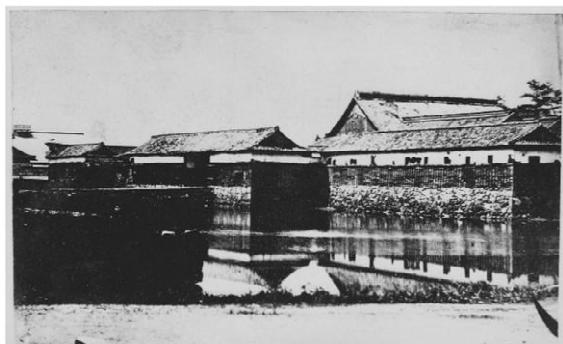


写真3-5 松江城古写真
(大手口付近から撮影) [明治8年(1875)以前]



写真3-6 松江城古写真
(二之丸の南櫓付近から撮影) [明治8年(1875)以前]

④ 発掘調査

昭和47年度（1972）から遺構の確認及び保存のため城郭内で発掘調査が部分的に行われてきた（図3-18）。

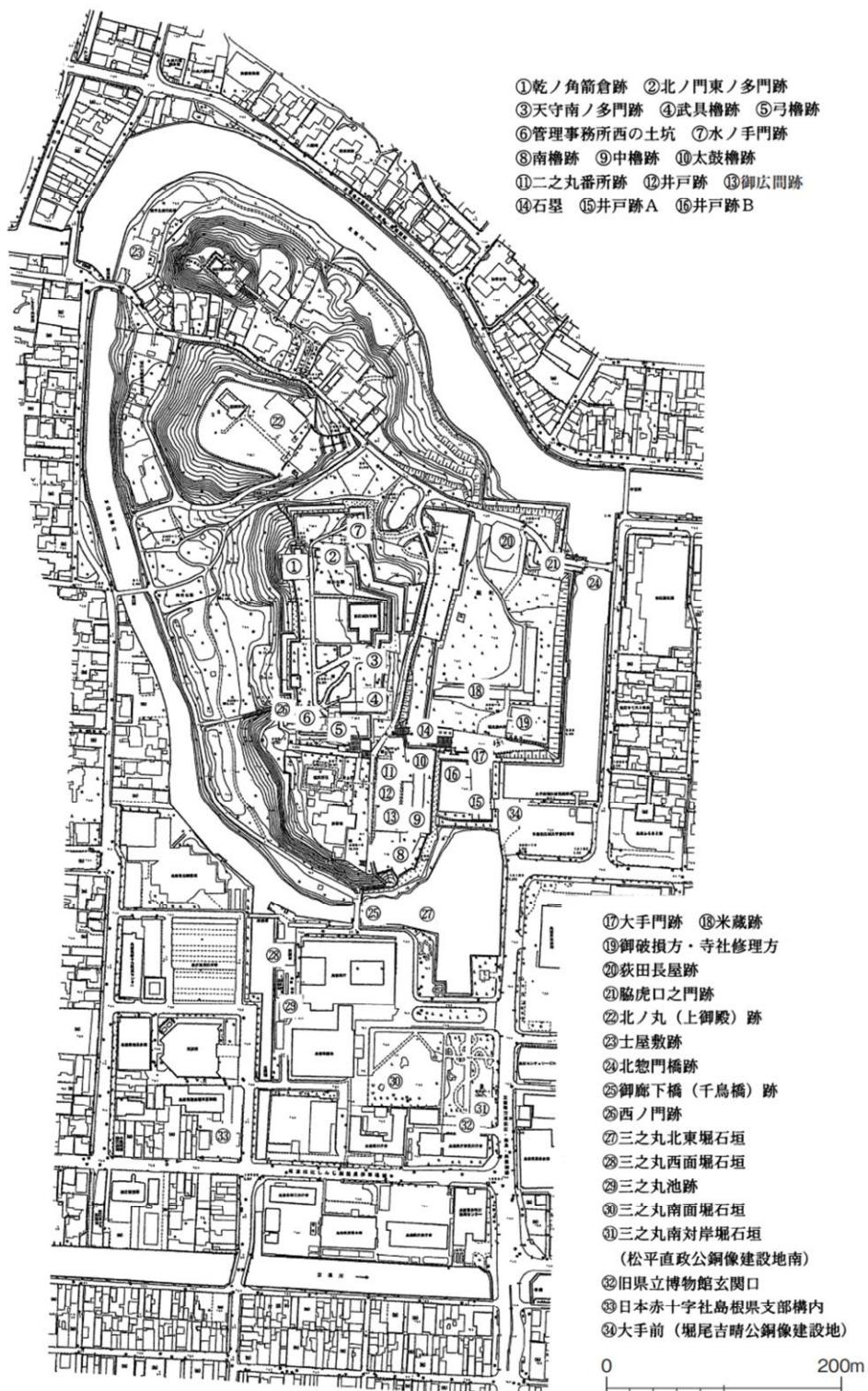


図3-18 松江城跡 発掘調査位置図

【本丸】

- 北ノ門東ノ多門跡〔②〕（昭和 53 年（1978）調査）※〔 〕内は発掘調査位置図（図 3-18）の番号
多門跡の礎石群が出土し、「松江城縄張図」が示す位置と一致した。



写真 3-7 北ノ門東ノ多門跡の礎石列

- 富田城跡出土瓦の同瓦の出土（城山公園管理事務所西側）〔⑥〕（平成 8 年（1996）調査）
検出した土坑の底面から出土した宝珠文軒平瓦は、堀尾氏が出雲国入部の際に居城とした広瀬の富田城跡の千畳平から出土した同種の瓦と同瓦であることが判明した。



写真 3-8 城山公園事務所西側の長方形土坑



写真 3-9 宝珠文軒平瓦（同瓦）
(上：松江城本丸出土、下：富田城跡千畳平出土)

■ 武具櫓跡〔④〕(平成 8 年 (1996) 調査)

武具櫓は本丸南東隅にある二重櫓で、明治初期の古写真でも南北に棟を持つ二階建ての櫓であることが確認される。「竹内右兵衛書つけ」や「御城内惣間数」に書かれた平面規模と同じように礎石や抜き取り痕を検出した。



写真 3-10 武具櫓跡 遺構検出状況(北から撮影)

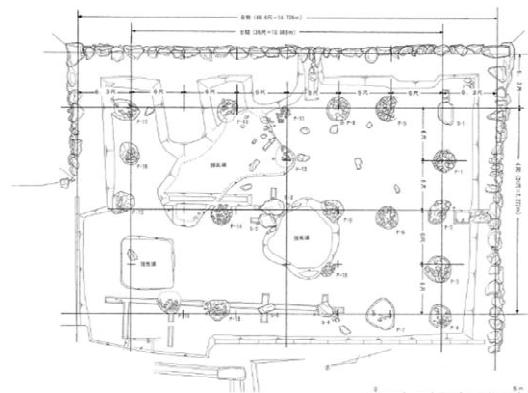


図 3-19 武具櫓跡 発掘調査平面図

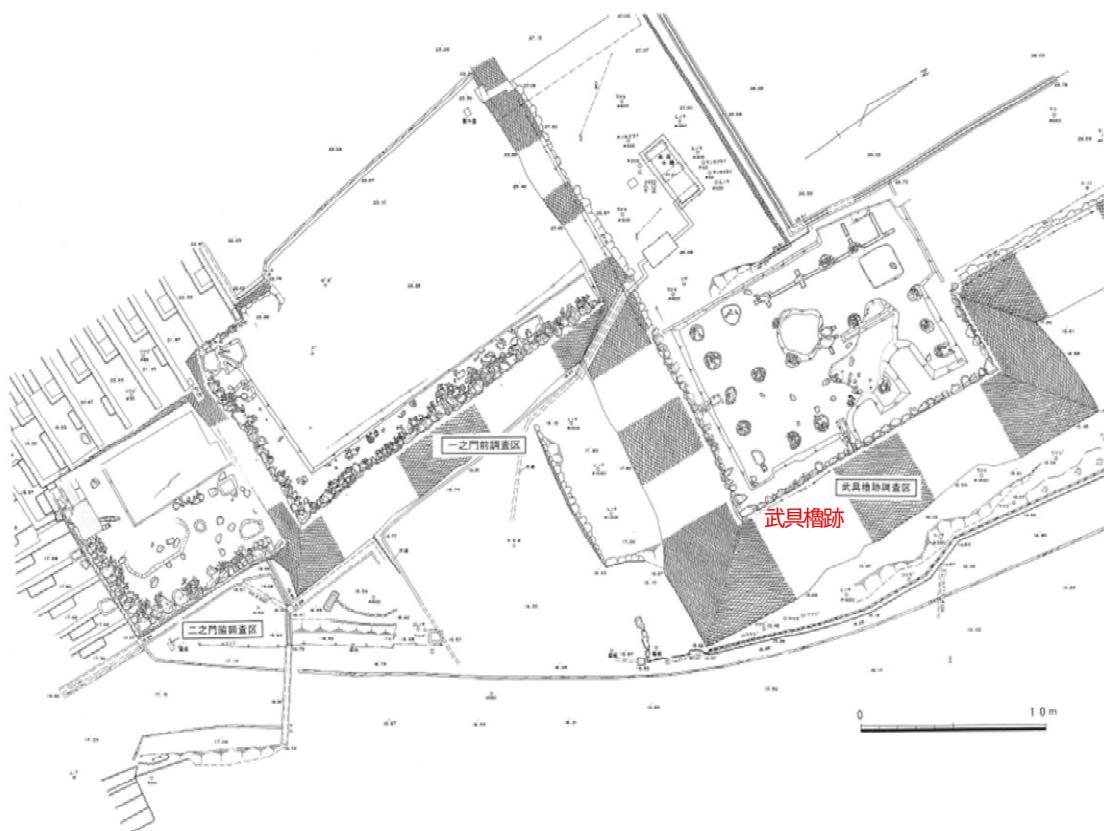


図 3-20 本丸地区 発掘調査平面図

【二之丸】

■ 南櫓跡、中櫓跡、太鼓櫓跡【⑧、⑨、⑩】（平成7～8年（1995～1996）調査）

各櫓の礎石や抜き取り痕、石積基壇などを検出した。また、鮫瓦片や分銅文の刻印がある軒平瓦が出土したほか、中櫓跡西方の土坑からは堀尾家家紋の分銅文を瓦当文様とする棟込瓦が出土した。



写真3-11 南櫓跡 遺構検出状況



写真3-12 太鼓櫓跡 遺構検出状況



写真3-13 中櫓跡 遺構検出状況



写真3-14 中櫓跡西方土坑出土の棟込瓦

■ 御殿跡（御広間跡、御式台跡、玄関跡、下御台所跡）【⑬】、井戸跡【⑫】（平成11年（1999）調査）

文献史料や絵図での規模や平面配置と矛盾が生じないような形で、御広間跡、御式台跡、玄関跡、下御台所跡の礎石や抜き取り痕などを検出した。井戸跡も文献史料のとおり屋形の柱穴を検出した。

■ 番所跡【⑪】（平成4年（1992）調査）

張り床の基壇を検出し、文献史料や絵図とも整合した。

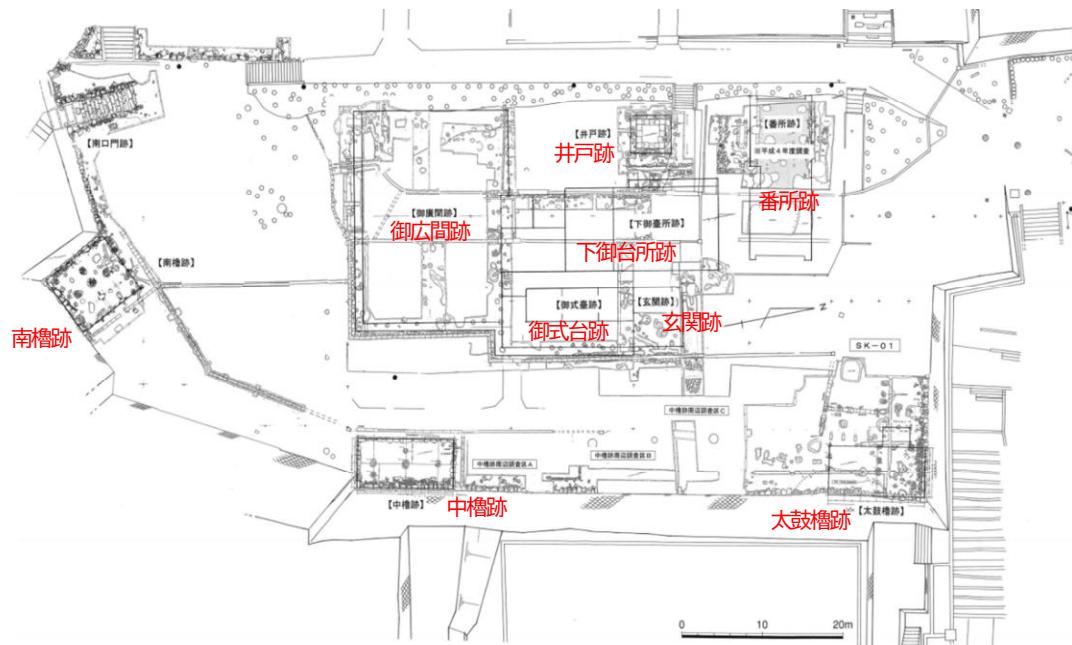


図 3-21 二之丸地区 発掘調査平面図

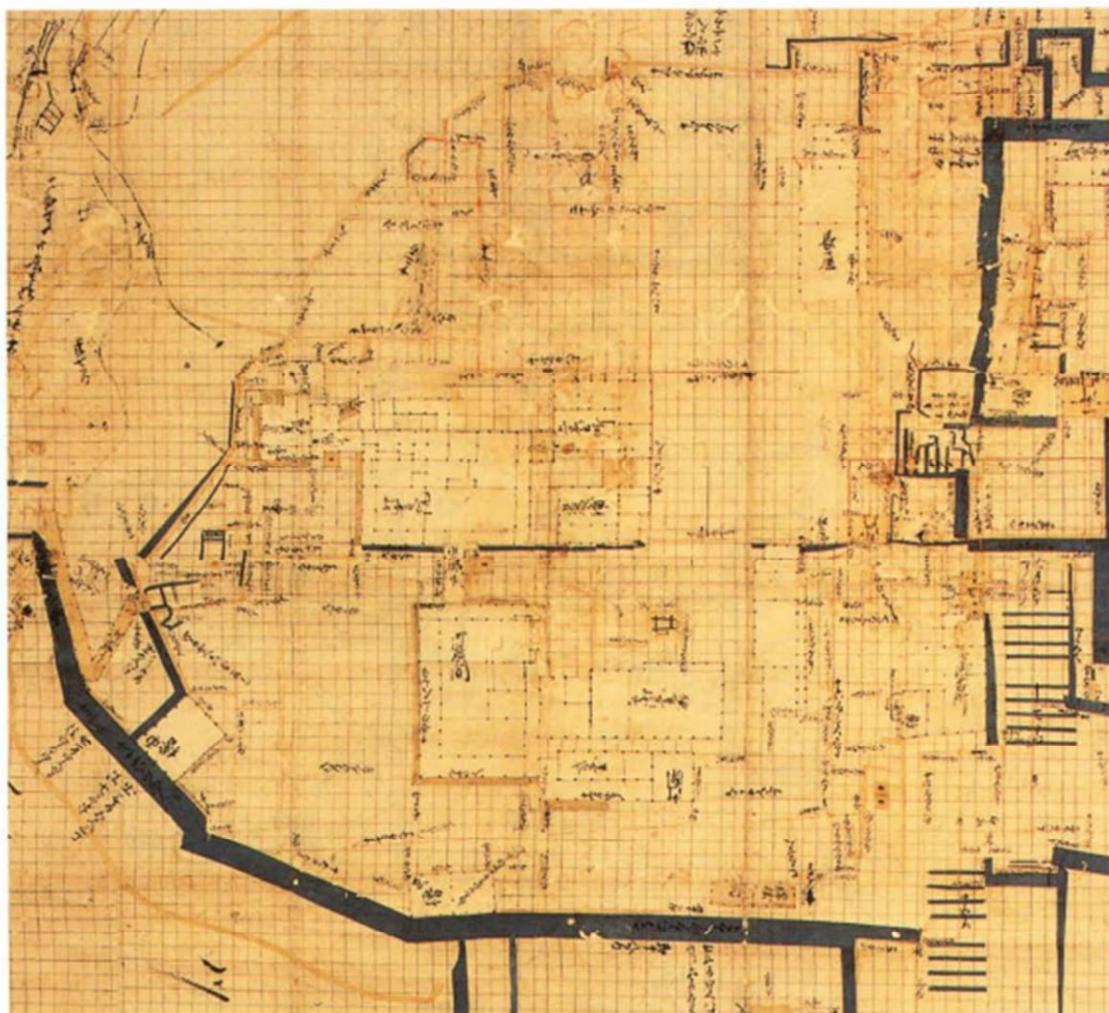


図 3-22 松江城縄張図（二之丸部分）

【外曲輪（二之丸下ノ段）】

■ 大手門跡【⑯】（平成 11 年（1999）調査）

「竹内右兵衛書つけ」と「松江城縄張図」での平面規模のとおり礎石や地覆石などを検出した。また、「竹内右兵衛書つけ」に「しやちほこ有」と記載がある中で、周辺から鰐瓦の破片も出土した。

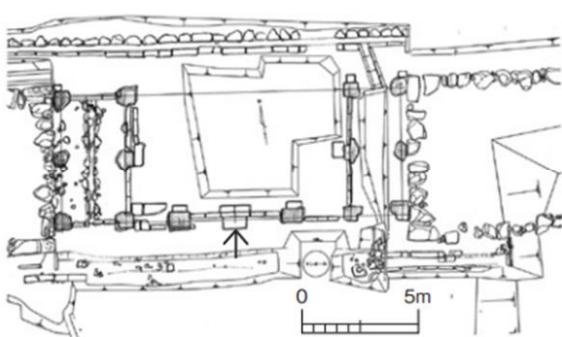


図 3-23 大手門跡 発掘調査平面図



写真 3-15 大手門跡(西半部)

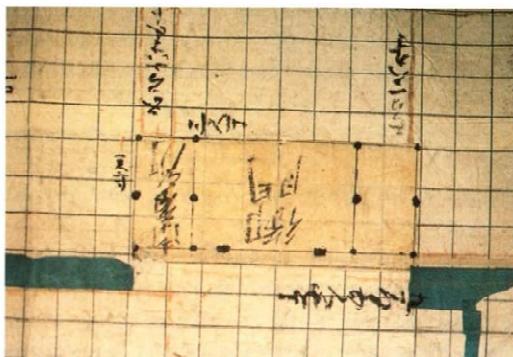


図 3-24 松江城縄張図(大手門部分)

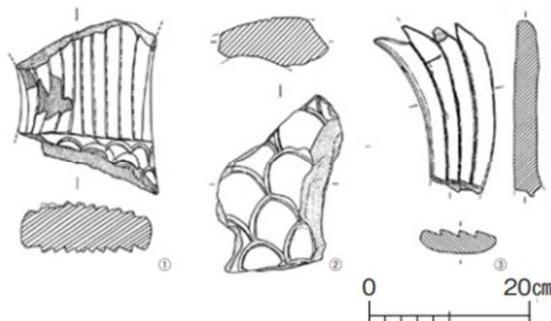


図 3-25 大手門跡周辺から出土した鰐瓦片

■ 南東部の建物跡（御破損方・寺社修理方跡）【⑯】（平成 5 年（1993）調査）

「御城内絵図面」で外曲輪（二之丸下ノ段）の南東部に建物と「御破損方 寺社修理方 会所」の表記がある場所において、2 棟の礎石建物跡を検出した。

写真 3-16 御破損方・寺社修理方跡
(南側の礎石建物跡)写真 3-17 御破損方・寺社修理方跡
(北側の礎石建物跡)

■ 米蔵跡 [⑯] (昭和 47~49 年 (1972~1974) 調査)

L 字形の石積基壇からなる 2 棟 (南蔵跡、東蔵跡) の礎石建物を検出し、方形や三角形の壁壇、分銅文の印を押した丸瓦などが出土地した。



写真 3-18 米蔵跡石積基壇(左:南蔵跡、右:東蔵跡)



写真 3-19 南蔵跡の礎石列



写真 3-20 米蔵跡出土の壁壇



写真 3-21 米蔵跡出土の丸瓦(分銅文刻印)

■ 脇虎口之門 (北惣門) 跡 [㉑] (昭和 59 年 (1984) 調査)

「松江城縄張図」のとおり礎石を検出した。



写真 3-22 脇虎口之門(北惣門)跡の礎石

【外曲輪（馬溜）】

■ 井戸跡【⑯、⑰】（平成8年（1996）調査）

「松江城縄張図」のとおり2基の井戸を検出し、南東部の井戸は切り石積みで、北西部の井戸は割石積みであることを確認した。



写真3-23 井戸跡(馬溜 南東部)



写真3-24 井戸跡(馬溜 北西部)

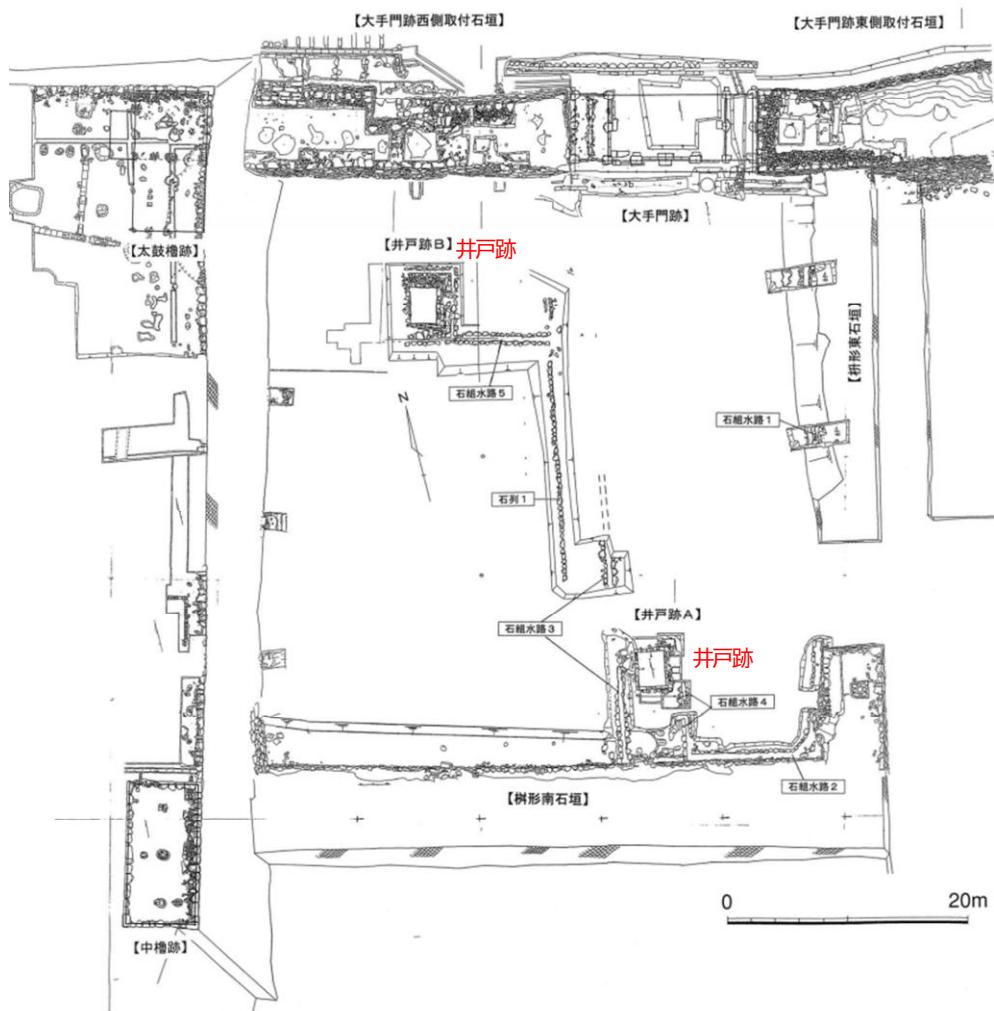


図3-26 馬溜 発掘調査平面図

【外曲輪（搦手虎口付近）】

■ 土屋敷跡【②】（平成 6 年（1994）調査）

「御城内絵図面」に「土屋敷」と記される搦手虎口の北側から、建物の礎石とその外周を廻る雨落溝と石列を検出した。



写真 3-25 土屋敷跡の遺構検出状況



図 3-27 土屋敷跡 発掘調査平面図



図 3-28 御城内絵図面(部分:搦手虎口付近)

⑤ 史料調査、発掘調査等の調査成果に基づく近世城郭・松江城の様相

松江藩の領主が、堀尾家、京極家、松平家と替わる中、松平期については縮尺が正確な城郭図がある一方で、築城当初の堀尾期とその後につづく京極期は城下図が残存するのみである。この堀尾期と京極期の城下図の城郭部分は粗雑な描画であるが、石垣の配置は松平期の城郭図とよく似ており、おおむね堀尾期の縄張りが江戸時代を通じて松江城の基本構造となっていることがわかる。(図3-7・15・17)

発掘調査においては、本丸、二之丸、外曲輪（二之丸下ノ段）から17世紀前半の堀尾期の遺物が出土しており、考古学的にも松江城の城郭の主要曲輪が堀尾期に機能していたことがわかる。(写真3-9・14・21)

このように、築城した堀尾家から京極家、松平家と領主が替わっても、松江城の基本的な縄張りや城郭構造は引き継がれている。

なお、松平期のうち17世紀後半以降については、松江城の城郭施設の名称や構造、規模を記録した文献史料のほか、実測に基づく城郭施設の規模や配置、城郭全体の縄張りを示す絵図が現存し、松江城の曲輪配置と曲輪の構造、城郭施設の配置、登城道・城内通路のルートを明らかにすることができる(図3-7～13)。

(2) 過年度計画における整備方針と整備の概要

昭和2年（1927）12月に松江市が松平家から松江城一帯の寄付を受けたのち、日本の「公園の父」といわれた本多静六により、昭和4年（1929）に松江城の最初の整備計画である「城山公園改造計画設計案」が策定され、公園としての整備が始まった。

その「城山公園改造計画設計案」に記された公園改造の根本方針は、下記のとおりである。

1. 可及的に外観の舊態を保持し、史蹟的意味を存し、懷古の情を破壊せざること。
2. 四季の山陰旅行者の歩を留むる爲め、史蹟、眺望、花木等に於て特徴を發揮し、且つ遊覧に便ならしむること。
3. 一般公衆の健全なる休養、娯楽、運動、散策に便にし、時代に適合せしむること。
4. 實物教育の目的を達する爲め、原生林を利用する天然植物園及び小動物園を設置すること。
5. 公園地域全部を有効に使用し、且つ公園への出入りを便ならしむること。
6. 都市公園の性質として、大衆の集合を可能ならしむること。

その後、松江城は昭和9年（1934）に史跡に指定され、公園整備から史跡整備へと転換する中で、昭和45年（1970）頃には本多静六の設計により整備された各施設や園路はほとんどが撤去され、現在は亀田橋や本丸の園路の一部を残すのみとなっている。

一方、松江城を取り巻く環境に大きな変化が生じていた中で、松江市は昭和45年（1970）に「史跡松江城環境整備5ヵ年計画」を、平成5年（1993）11月には「史跡松江城環境整備指針」を策定して、史跡整備を進めてきた。

以下、今の史跡整備につながる「史跡松江城環境整備5ヵ年計画」と「史跡松江城環境整備指針」の整備方針を確認する。

1) 「史跡松江城環境整備5ヵ年計画」（昭和45年（1970）策定）における整備方針と整備の概要

国土開発が急速かつ大規模化し、貴重な文化財が破壊の危険にさらされている時代に、史跡松江城を訪れる人々の心のふるさととなり、古きをたずね、生きるよろこびを与えてくれる場となることを企図して、昭和45年（1970）に「史跡松江城環境整備5ヵ年計画」が策定された。

本計画では、史跡松江城の天守を除く城郭の復元を、歴史的考証と現地調査にもとづいて、17世紀末を復元の年次とし、主として建造物遺構跡地の復元ならびに堀川の浚渫を行うとする整備の方針に基づいて、以下の年次計画が示されている。

第1年度（昭和46年度（1971））

事業名	事業内容
1 本丸建物跡復元 ・櫓（坤櫓、乾中櫓、御弓櫓、武具櫓、荒神櫓（祈禱櫓）） ・多門 ・堀	ア 遺構跡確認 ・発掘調査、確認測量 イ 遺構跡復元 ・路地修復、遺構跡復元 ウ 説明板・標示板設置
2 石垣修理	坤櫓南面石垣修理

3 堀川浚渫	ア 堀川連結
	イ 堀川浚渫

第2年度（昭和47年度（1972））

事業名	事業内容
1 二之丸下ノ段整備事業	
(1) 建造物跡復元 (御蔵、小人小屋、井筒、4)	ア 遺構跡確認 ・発掘調査、確認測量 イ 遺構跡復元 ・建物跡、井筒
(2) 茶店移転	ア 店舗建設 イ 移転補償
(3) 直政公銅像移転	(観光事業)
(4) 公園事業	遊歩道、植樹、芝付、照明灯設置 (都市公園事業)
(5) 説明板・標示板設置	
2 堀川浚渫	二之丸下ノ段東堀（大手前～めがね橋）

第3年度（昭和48年度（1973））

事業名	事業内容
1 二之丸中整備事業	
(1) 建造物跡復元 (御月見櫓、土蔵、菱廊下、井筒、定御番所、下台所、御広間)	ア 遺構跡確認 ・発掘調査、確認測量 イ 遺構跡復元
(2) 庭園造成	庭園木移転、仮植、遊歩道設置、庭園造成 (都市公園事業)
(3) 説明板・標示板設置	
2 堀川浚渫	城見駿横の堀川

第4年度（昭和49年度（1974））

事業名	事業内容
1 堀川浚渫	稻荷神社下堀川
2 城山全般整備	(1) 外曲輪・石垣修理 (2) 職員会館移転跡整備（都市公園事業） (3) 土壌整備 (4) 遊歩道整備（都市公園事業） (5) 芝張（都市公園事業） (6) その他 (案内標識・愛護標識・防火標識建設)

第5年度（昭和50年度（1975））

事業名	事業内容
堀川浚渫	県庁横（北）堀川

この計画に基づき、本丸の多門跡や二之丸下ノ段の米蔵跡で発掘調査が行われ、一部において遺構の平面表示が整備された（写真3-7, 18, 19）が、それ以外の整備の実態は不明である。

2) 「史跡松江城環境整備指針」（平成5年（1993）5月策定）における整備方針と整備の概要

城内の樹木の成長に伴う石垣の破損、埋没した江戸期の建築遺構の上に建つ民家や茶店など、松江城を取り巻く環境の変化を踏まえ、松江城を貴重な歴史的遺産として、城と歴史的町並みが調和した環境整備を図るため、平成5年（1993）5月に「史跡松江城環境整備指針」が策定された。

本計画では、史跡松江城の位置づけを、①歴史的・文化的資源である貴重な文化財としての位置づけ、②松江市の都市構造の核としての位置づけ、③様々な都市機能を有する空間としての位置づけ、の3つに整理したうえで、松江城内すべてに共通する整備指針とともに、城内をいくつかに区分した地区ごとの整備指針を定めている。この史跡松江城の位置づけや地区区分は、平成29年（2017）3月に策定された「史跡松江城保存活用計画」に引き継がれている。

以下、各整備指針とその指針に基づく整備の概要を示す。

《城内共通》

① 追加指定

城内で史跡指定からもれている地区（三之丸、稻荷神社周辺地区、市道城山線）は今後指定化を図る方向で所有者、関係機関との協議を進める。

② 発掘調査等の推進

今後、遺構の解明や環境整備に際して、各種の整備計画との連携を図りながら計画的に発掘調査や文献調査等、各種調査を行う。

③ 緊急を要する遺構の保存措置の推進

土壌の浸食や石垣の孕み出しやズレ等がみられ、樹木の生長や雨水排水等の影響で崩落の危険性がある現状を踏まえ、その保存処理の緊急を要する遺構は優先的に保存修復措置を推進する。

④ 樹木等の植生の維持管理の推進

市街地の中の貴重な緑となっている松江城は、城内景観にそぐわないものをはじめ、枯木、樹木等の生長により松江城の良好な眺望を妨げるものや遺構の保存上好ましくない植生もみられることから、適宜伐採、整枝や病害虫対策等を行い、その維持、管理に努める。

⑤ 歴史的構造物以外の施設の撤去、修景等の推進

原則として歴史的構造物以外の施設等は、今後関係機関との調整を図りつつ撤去を推進する。

また、学習、便益、休養施設、あるいは管理のための安全管理施設等については、必要なものに限定し、景観形成の視点から洗練されたデザインを用いることとし、設置個所、規模、形状、色彩、素材等に配慮して設置する。

⑥ 防災対策強化

斜面地は概ね植栽で覆われており、新たな造成等は行わないものの、整備に伴い雨水排水による新たな水みちが生じることが予想されるため、整備後の雨水排水処理には十分考慮する。

なお、今後斜面地等において防災上、土砂流出防止が必要と思われる箇所が生じた場合は、早急に土砂流出防止対策を施す。

また内堀については過去幾多の洪水や氾濫などがあったことなどを考慮し、その排水等防災対策の強化を図る。

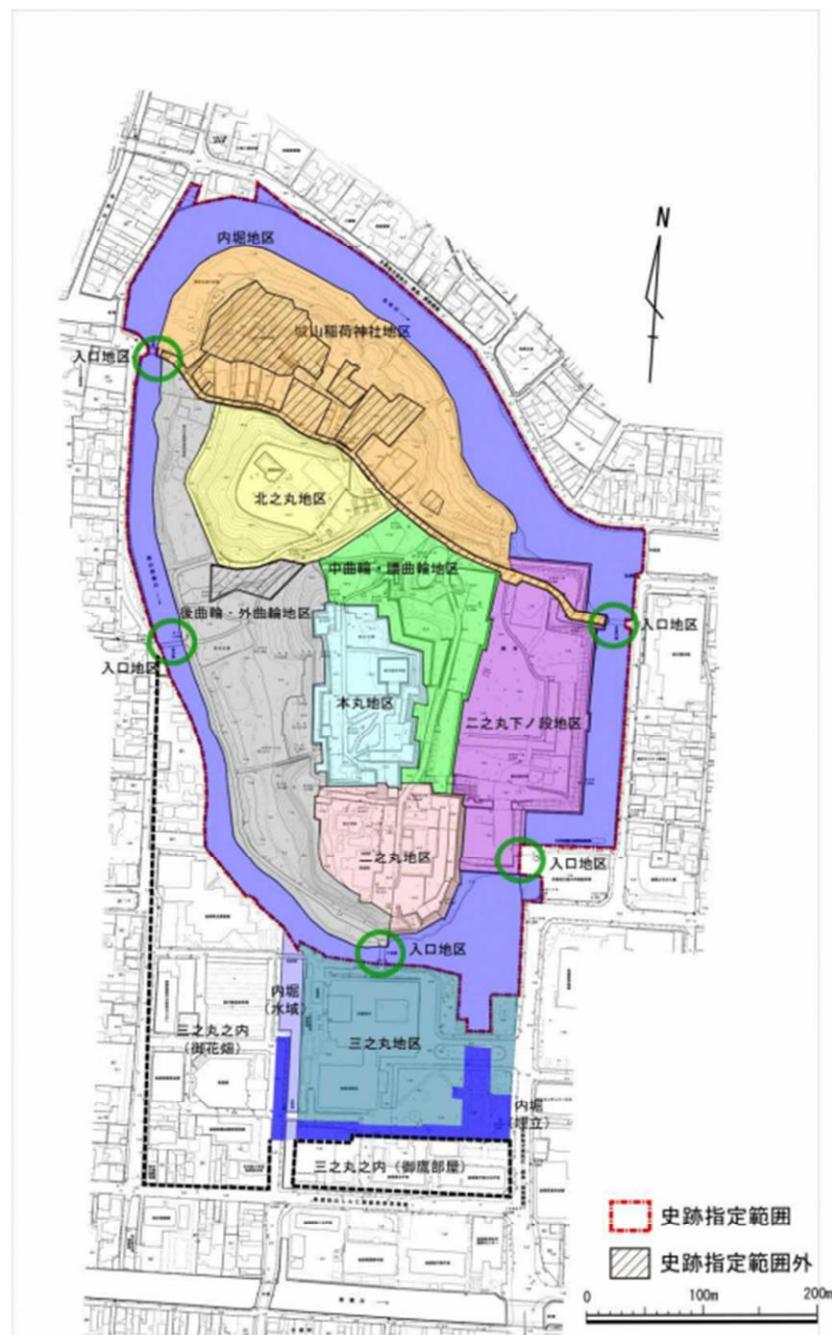


図3-29 史跡松江城地区区分図

《本丸地区》※〔 〕内は実施状況

- ・天守を中心に考えた環境整備を図る。
- ・城内で来訪者が最も多い本丸では来訪者のスムーズな動線を確保するため開けた空間としての広場空間を今後も残す。
- ・天守南側のマメイヌツゲは、将来は撤去し自由園路とする。〔撤去済〕
- ・閉じられている北ノ門跡も開放して腰曲輪方面への動線を確保する。〔本丸開門時間は実施中〕
- ・資料を整えて可能であれば北ノ門を復原整備する。
- ・天守景観を妨げ、石垣のズレ、緩みを誘発する恐れがある樹木は、計画的な伐採など処置を行う。
- ・往時の資料と明らかに異なる部分がある一ノ門や多門は、史料に基づき正しく復原しなおすことを検討する。
- ・直政公台座や公衆便所などの施設撤去を行う。〔平成5年（1993）に実施〕
- ・発掘調査や文献調査等により、可能であれば各櫓等の復原整備を図る。
- ・天守の国宝化に向けて努力する。〔平成27年（2015）に国宝指定〕

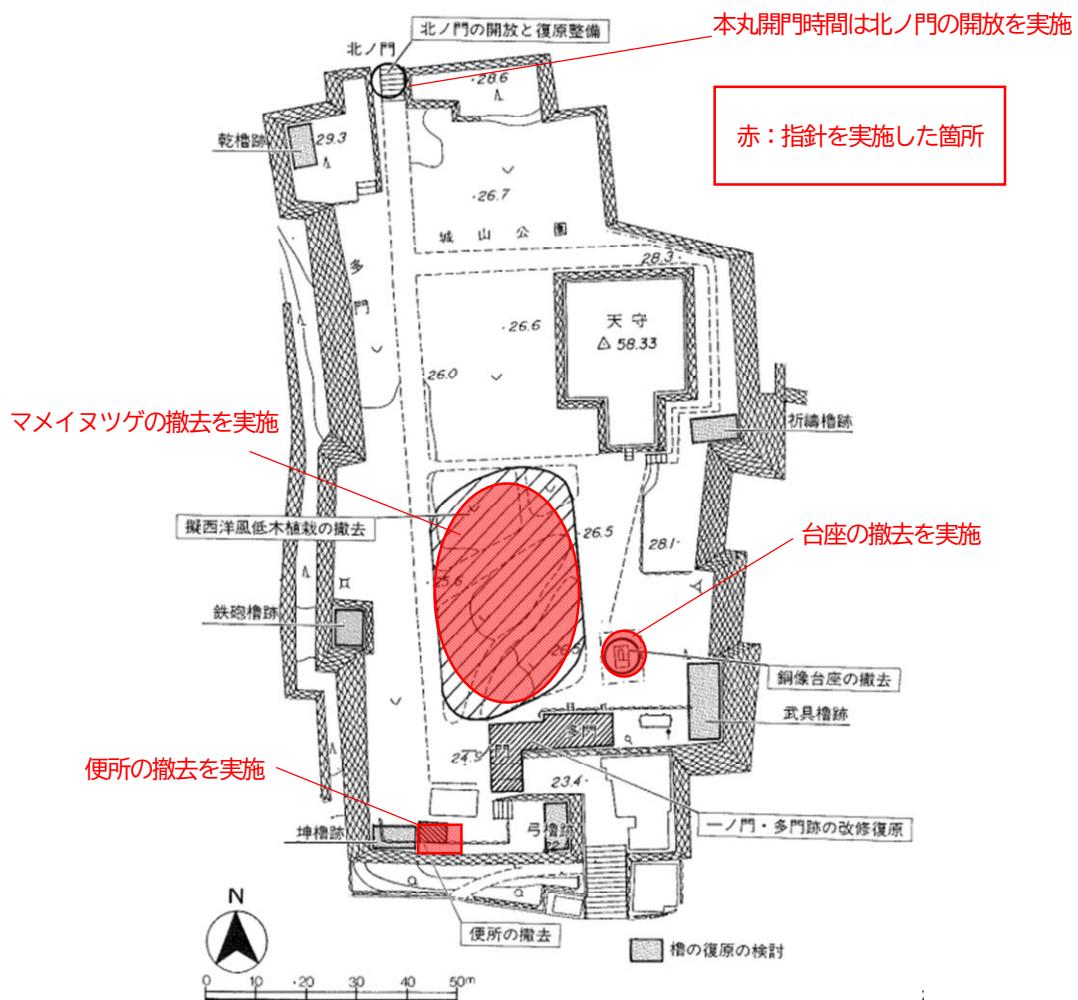


図3-30 本丸地区環境整備指針図と整備実施状況

《二之丸地区》※〔 〕内は実施状況、ゴシックは整備の概要

- ・城跡とは無関係で調和しない茶店や記念碑等の施設を撤去する。〔平成5～6年度（1993～1994）に実施〕
- ・必要に応じて石垣修理を行いながら遺構の調査を実施し、御広間等の建物遺構については平面的に明示するなどの整備を図る。

【遺構整備（平成12年度（2000））】

➢**御殿跡整備**

発掘成果により解明した二之丸御殿の建物内を野芝貼とし、建物周囲を廻る雨落ち部分を小砂利混合セメント舗装とした。側柱筋には縁石を埋め込み遺構表示とした。

➢**井戸屋形整備**

発掘により8本の堀建柱抜き取り穴が確認された井戸屋形を、史料、類例等を参考にしながら、建造物として復元した。

➢**平地門跡整備**

中櫓と太鼓櫓の間の平地門跡に門跡位置を示す表示柱とその袖に四つ目垣を設けた。

- ・発掘調査や文献調査等により、可能であれば櫓等の復原整備を図る。

【建造物復元（平成9～12年度（1997～2000））】

➢**南櫓復元整備（平成9～11年度（1997～1999））〈国庫補助事業〉**

➢**中櫓復元整備（平成10～12年度（1998～2000））〈国庫補助事業〉**

➢**太鼓櫓復元整備（平成10～12年度（1998～2000））**

➢**塀復元整備（平成10～12年度（1998～2000））〈国庫補助事業（一部）〉**

- ・遺構整備にあわせて樹木と園路を遺構の外周に移設し、適所に説明板や標柱、公衆便所、ベンチ等を設置する。

【施設整備（平成12年度（2000））】

➢**南口門跡管理門整備**

城山管理のための門として南口門跡に冠木門を整備した。

➢**三ノ門跡管理門整備**

城山管理のための門として三ノ門跡に塀重門を整備した。

➢**西ノ門跡管理門整備**

城山管理のための門として西ノ門跡に冠木門を整備した。

➢**説明施設整備（国庫補助事業）**

太鼓櫓南西側に二之丸御殿の説明をする説明板を設置した。その他、既存標示柱3本の据直しを行った。

- ・興雲閣は、早急に復原修理を実施し、見学、休憩施設として活用する。〔平成28年度（2016）に実施〕

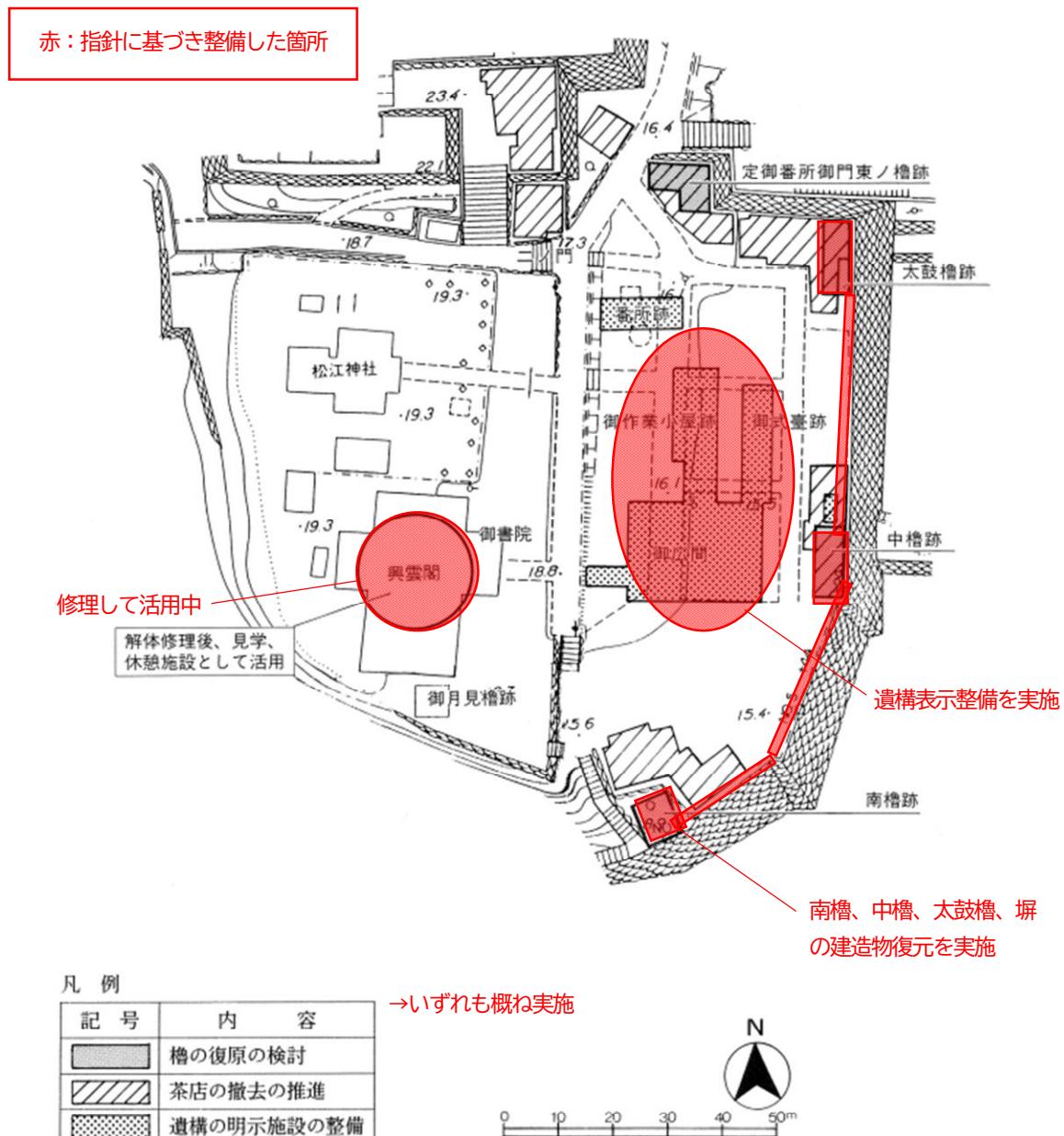


図 3-31 二之丸地区環境整備指針図と整備実施状況

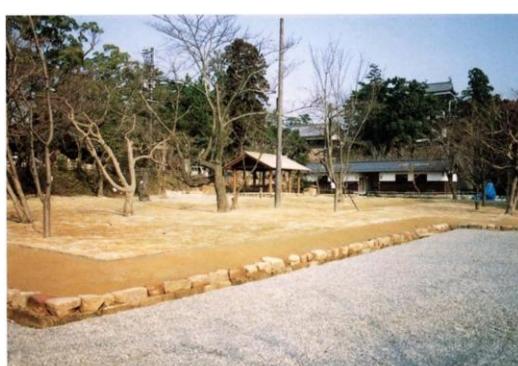
写真 3-26 二之丸御殿跡整備状況
(平成 12 年度(2000))写真 3-27 二之丸戸屋形整備状況
(平成 12 年度(2000))



写真 3-28 二之丸平地門整備状況
(平成 12 年度(2000))



写真 3-29 二之丸南櫓整備状況
(平成 9~11 年度(1997~1999))



写真 3-30 二之丸中櫓整備状況
(平成 10~12 年度(2000))



写真 3-31 二之丸太鼓櫓整備状況
(平成 10~12 年度(2000))



写真 3-32 二之丸櫓・堀整備状況 (南東より)



写真 3-33 南口門跡管理門整備状況
(平成 12 年度(2000))



写真 3-34 三ノ門跡管理門整備状況
(平成 12 年度(2000))



写真 3-35 西ノ門跡管理門整備状況
(平成 12 年度(2000))

《二之丸下ノ段地区》※〔 〕内は実施状況、ゴシックは整備の概要

- ・広がりのある景観を保持し、発掘調査等の成果に基づき遺構の明示や復原を考慮しつつ整備を図る。
〔昭和47～49年度（1972～1974）の発掘調査で検出した米蔵遺構を昭和50年度（1975）に平面表示整備を実施済み〕

【(馬溜) 排水路整備（平成10～12年度（1998～2000））】

馬溜の発掘調査で検出された排水路としての遺構が残る部分は石組水路を嵩上げ復元し、遺構が存在しない部分や嵩上げ復元が困難な区間はU字溝を設置した。

【(馬溜) 井戸跡遺構整備（平成10～11年度（1998～1999））】

馬溜の発掘調査で検出された2基の井戸跡遺構のうち、南側は井戸枠を嵩上げ復元し、北側は井戸の石組を嵩上げ復元して屋形を復元した。

- ・建物の明示復原に際しては、休憩所、売店機能を付加することや既存便所の改修、移築も考慮する。

【休憩施設整備（平成6年度（1994））】

発掘調査で検出した御破損方・寺社修理方の礎石建物跡の直上に、外觀を江戸時代にあわせ、内部に売店、茶店機能を持たせた休憩施設を整備し、その後方に公衆便所も整備した。

- ・大手口は桝形（馬溜）の修理を行う。

【(馬溜) 桝形整備（平成10～11年度（1998～1999））】

桝形南側の内法部分に腰石垣を嵩上げ復元し、土居部分は盛土芝張りを行い、桝形東側の内法部分は盛土芝張りで整備した。

- ・資料を整えて可能であれば大手門及び大手木戸門の復元整備を検討する。

【大手門跡遺構整備（平成12年度（2000））】

発掘調査で検出した大手門跡の礎石、雨落溝を嵩上げ復元して、大手門の範囲はカラー舗装により平面表示した。

- ・脇虎口ノ門も可能であれば復元整備する。



写真3-36 馬溜桝形整備状況
(平成10～11年度(1998～1999))



写真3-37 馬溜井戸屋形整備状況
(平成11年度(1999))



写真3-38 馬溜腰石垣整備状況
(平成11年度(1999))



写真3-39 大手門跡遺構整備状況
(平成12年度(2000))



写真3-40 休憩施設整備状況
(平成6年度(1994))



写真3-41 休憩施設内部状況 (北棟)

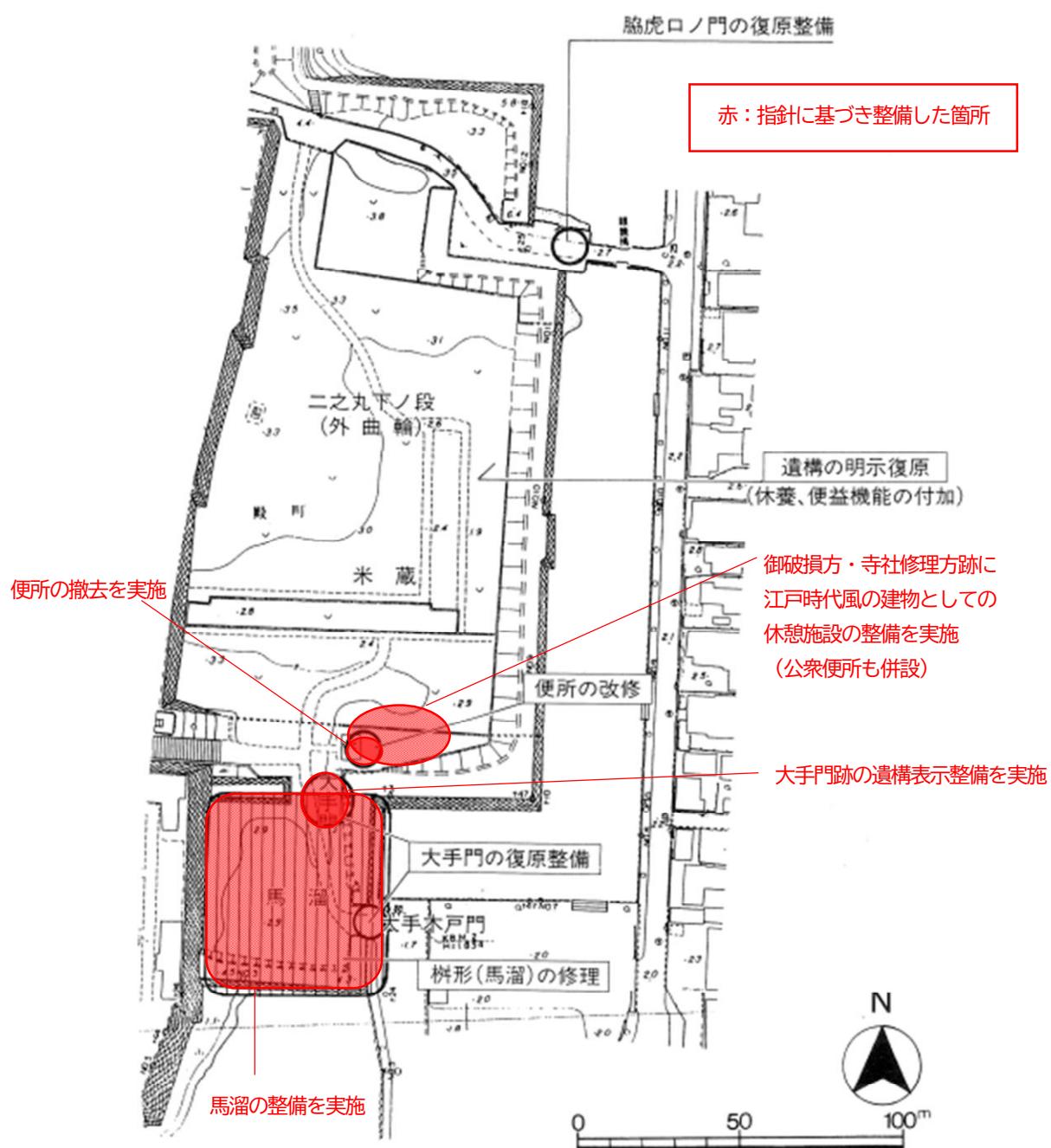


図3-32 二之丸下ノ段地区環境整備指針図と整備実施状況

《中曲輪・腰曲輪地区》※〔 〕内は実施状況

- ・石垣の修理を計画的に行う。〔平成12年(2000)鳥取県西部地震での影響を踏まえ平成17年度(2005)に水ノ手門跡周辺の石垣修理を実施〕
- ・石垣に影響を与えている樹木の伐採を計画的に行う。〔令和4年度(2022)に天守への延焼防止を目的に天守東側の腰曲輪一帯に広がる石垣支障木の伐採を実施〕
- ・馬洗池周辺においても適宜伐採を行い、修景整備する。
- ・本丸北ノ門の開放に伴い水ノ手門を通行可能にし、腰曲輪内を見学できるようにする。〔実施中〕
- ・資料を整えて可能であれば門の復原を検討する。
- ・未指定地の史跡指定化と公有化を図り、民家を移転する。〔実施済み〕

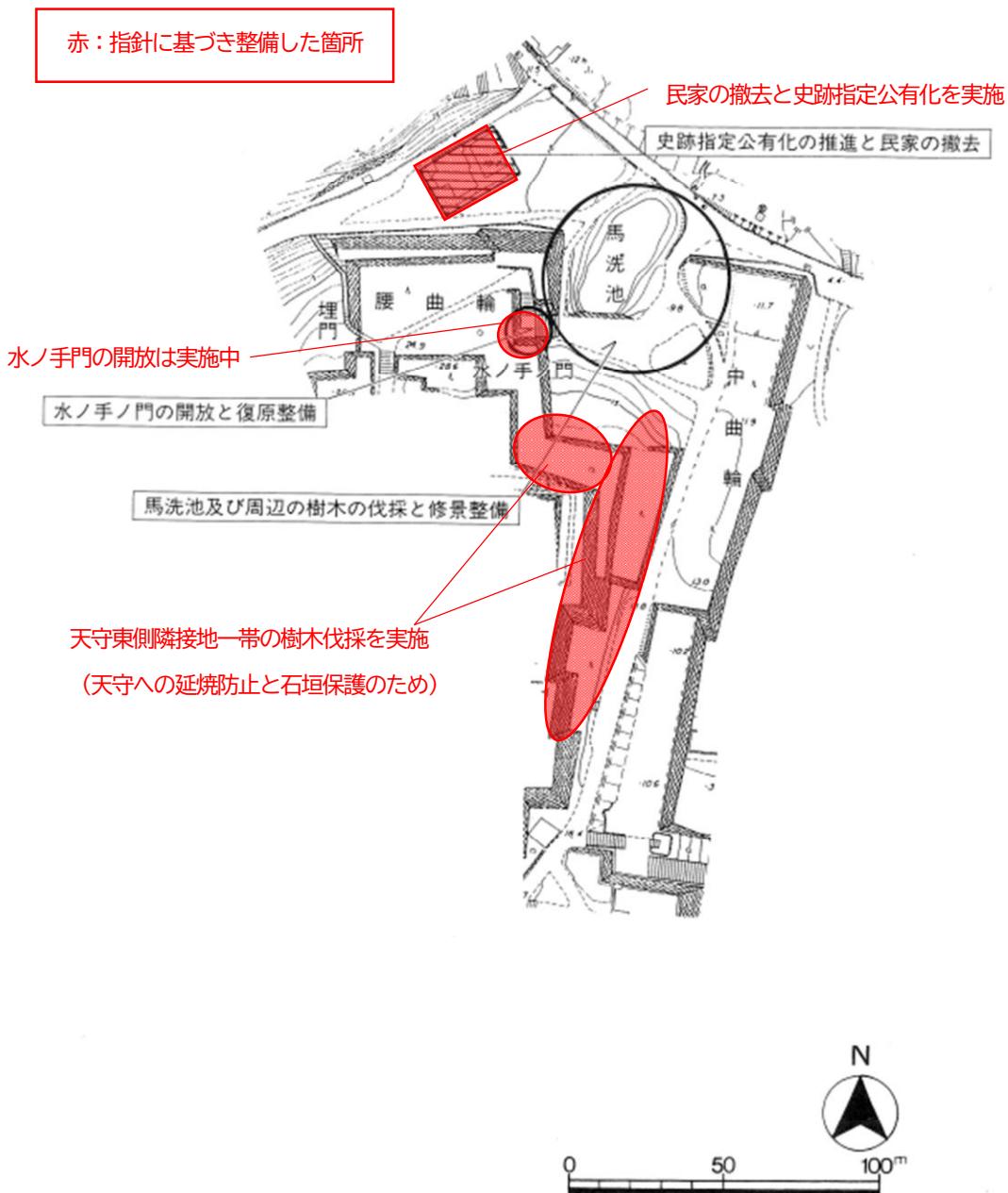


図3-33 中曲輪・腰曲輪地区環境整備指針図と整備実施状況

《後曲輪・外曲輪地区》※〔 〕内は実施状況

- ・樹林に囲まれ鳥類等の飛来もある自然条件を十分活用した整備を行う。
- ・四季折々の花木が鑑賞できる椿谷広場は、憩い・散策の場となるように中央の散策路に沿って適宜ベンチ等を配置する。
- ・亀田橋付近には休養便益施設としての四阿・便所・水飲み場等を設置する。
- ・現在の良好な樹林地景観の保全に努める。
- ・快適な空間とするため必要に応じて盛土造成、雨水排水施設設置を行う。
- ・千鳥橋たもとの職員会館は撤去する方向で関係者と協議を進める。跡地には休憩ができる広場などを設け、城山南側エントランス空間として整備する。〔平成6年度（1994）に会館を撤去し広場整備を実施〕
- ・外曲輪地区は民家の移転、撤去を進めて、城山公園及び史跡松江城の管理施設設置を必要に応じて整備する。〔民家の撤去、四阿整備を実施済み〕
- ・亀田橋～稻荷橋間の堀端園路の新設などにより、散策空間としてさらに活用を図る。



写真3-42 県施設の職員会館（椿谷会館）
(撤去前)



写真3-43 会館撤去後の広場整備状況

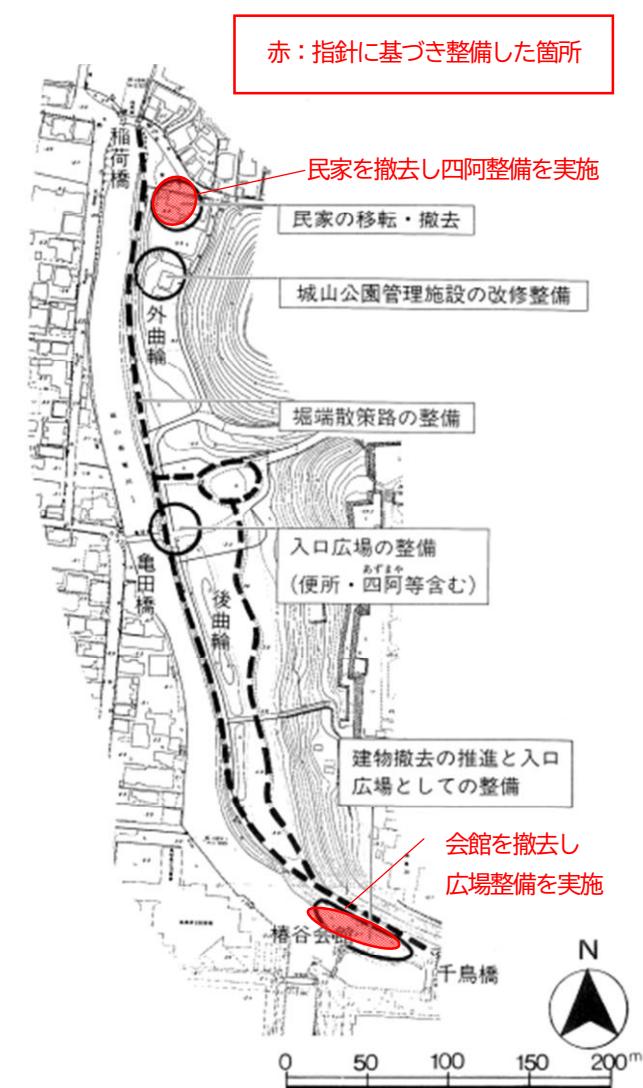


図3-34 後曲輪・外曲輪地区環境整備指針図と整備実施状況

《北之丸地区》（社殿地は松江護国神社所有地）

- ・未指定地の史跡指定化を推進する。
- ・樹林の保全と管理を図る。
- ・発掘調査などにより遺構の解明を順次進める。

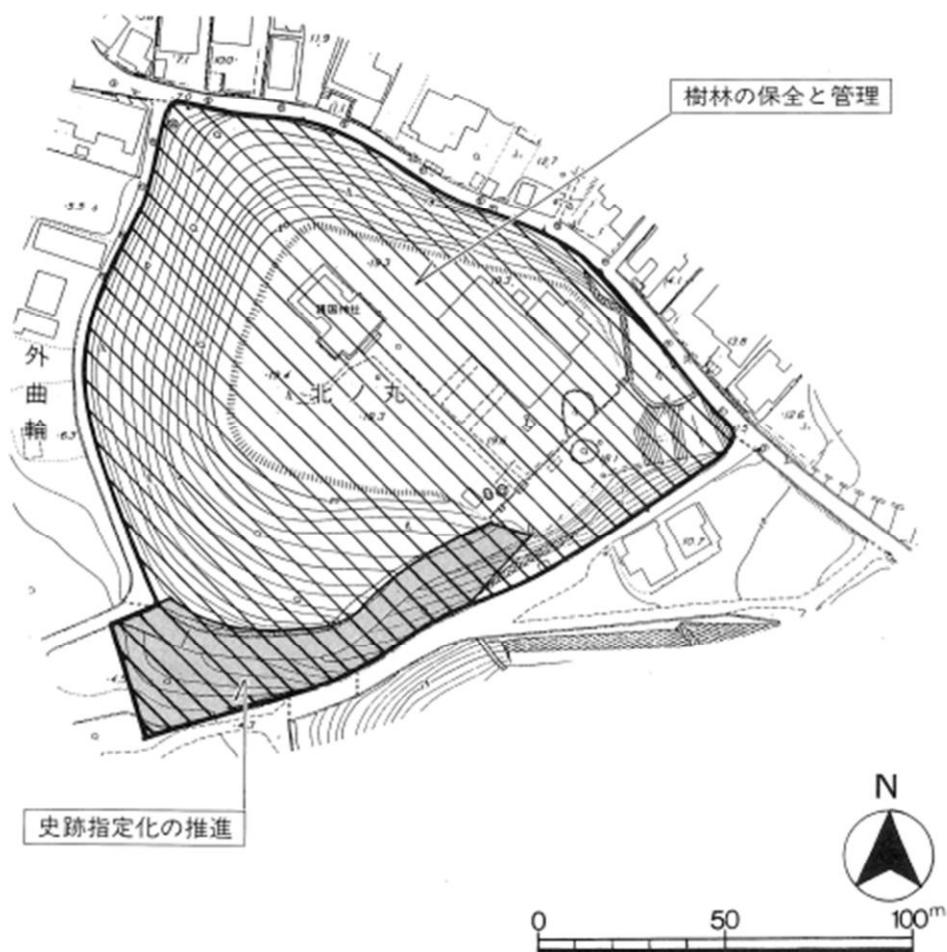


図 3-35 北之丸地区環境整備指針図

《城山稻荷神社地区》（神社所有地と民有地が残る）※〔 〕内は実施状況、ゴシックは整備の概要

- ・北部樹林地内に、内堀の対岸の伝統美観地区の眺望を楽しめる散策路を整備する。
- ・整備に際しては、植生の保存に配慮する。

【鎮守の森散策路整備（平成6年度（1994））】

市道城山線から堀沿いの樹林内を経て搦手之虎口広場までの管理道を兼ねた散策路を設置した。

➢堀沿いの樹木は保存し、対岸から人が見えないように園路は堀際から離れた位置に設けた。

市道城山線の中央部から鎮守の森散策路に連結する園路と広場も設けた。

- ・西側には休息のできる小広場と便所、四阿等の施設を配置する。

【搦手之虎口広場整備（平成6年度（1994））】

➢土屋敷跡広場整備

発掘調査で確認した土（足軽）屋敷跡の地割の範囲に沿って遺構表示した。

➢園路整備、四阿整備、便所整備、木戸門整備、広場整備

- ・発掘調査等により十分な資料が得られれば舟着門を復原整備する。
- ・現存する土墨、石敷、石段、井戸等の遺構を保存整備する。
- ・史跡指定地外の市道と民家、神社有地の史跡指定化を図り、適切な整備を進める。〔順次実施〕
- ・市道は将来、城内遊歩道として再整備する。
- ・北側の樹林地は適宜整理伐を行いながら、植生の保存を図る。



写真3-44 散策路整備状況



写真3-45 休憩広場整備状況



図3-36 鎮守の森散策路周辺ルート図

搦手虎口広場整備を実施（土屋敷跡広場、園路、四阿、便所、木戸門等）

赤：指針に基づき整備した箇所

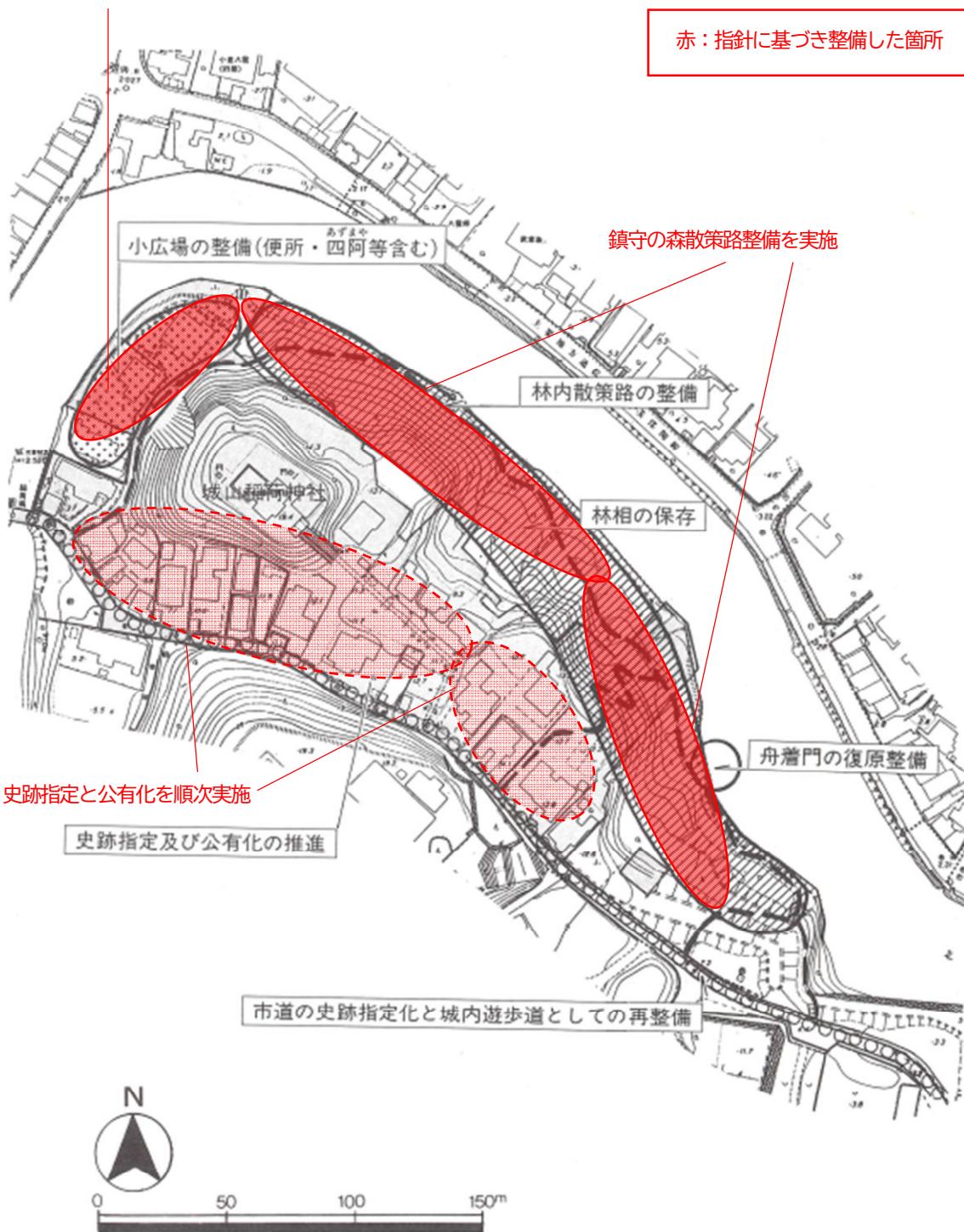


図3-37 城山稻荷神社地区環境整備指針図と整備実施状況

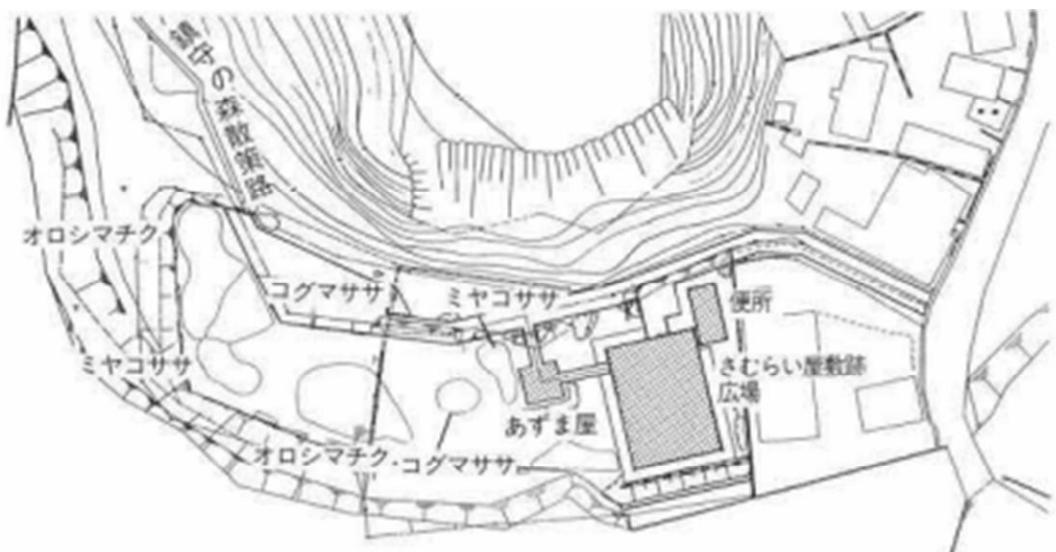


図 3-38 撫手之虎口広場平面図



写真 3-46 撫手之虎口広場整備状況
(手前：土屋敷跡、中央：四阿)



写真 3-47 撫手之虎口広場整備状況
(手前：広場解説板、奥：四阿)



写真 3-48 市道からの撫手之虎口広場入口



写真 3-49 広場入口の木戸門

《三之丸地区》（島根県所有地）

- ・現在県庁舎が建つ三之丸跡は、城にとって欠かすことができない重要な曲輪跡であるため、今後は史跡指定化と整備を図るため関係機関と協議を進める。

《入口地区》※〔 〕内は実施状況

- ・城内と周辺域を結ぶエントランス空間として位置づけ、広場の確保、案内板の設置等の整備を図る。
〔実施済み〕
- ・大手前は、城内への正面入口として、また周辺の車道線との連絡点としてターミナル機能の充実を図り、駐車場機能を今後も拡充していく。〔実施中〕
- ・北惣門橋付近は、橋、門を通る道が市道（史跡指定地外）となっており、来訪者が散策を楽しめない状態となっているため、史跡指定を早急に図る。
- ・将来は、資料に基づき北惣門橋を復原し、交通規制を行うとともに、城内通路としての整備を図る。
〔北惣門橋の木造化は実施済み、北惣門橋の市道廃止も実施済み〕
- ・稻荷橋付近は、周辺に史跡指定から外れた民有地があることから、早急に史跡指定を行う。
- ・稻荷橋は城内の橋にふさわしいデザインのものに改築し、歴史的景観づくりに努める。
- ・亀田橋付近は、椿谷への入口としてふさわしい修景整備を行う。
- ・千鳥橋は老朽化が進んでいるため、改築（木造）を行う。〔千鳥橋の木造化は実施済み〕

《内堀地区》

- ・松江城にとって欠くことのできない遺構の保存と修景を図る。
- ・水質の浄化や、防災面からの汚泥浚渫、大手前の暗渠改良、導水等を実施する。
- ・石垣等護岸を修復する。
- ・発掘調査等十分な検討に基づく舟着門の復原等その保存、修景を図る。

《城内動線》

- ・現況の動線をできるだけ活用する一方、築城当時の歴史的な道路以外は、強制動線としての通路を設けず自由動線とすることを原則とする。
- ・見学者等の利便上あるいは管理上必要な箇所には、通路を設ける。
- ・管理用車両の通行が可能な幹線通路と、歩行者専用の散策路に区分し、各動線の交点等には歴史的空间にふさわしい洗練されたデザインの道標等を設置する。

＜改良道路＞

a. 現市道

北惣門橋と稻荷橋を結ぶ市道は、史跡指定化を図り、交通規制とともに電柱撤去や舗装改良等を行い、城内通路として整備を図る。

b. 二之丸及び本丸内通路

二之丸は、遺構の整備や茶店の移転などにあわせて、通路を再整備する。

本丸は、天守南側の植栽の生垣による通路は撤去し、自由動線とする。

<新設道路>

a. 外曲輪、内堀沿い通路

稲荷橋から椿谷の内堀沿いに連絡する通路を新設する。

b. 北側内堀沿い通路

城山稲荷神社地区の樹林地内の内堀沿いに、現況植生等に配慮しながら稲荷橋と北惣門橋方面を結ぶ通路（散策路）を新設する。

c. 本丸－馬洗池通路

現在閉鎖されている本丸の北ノ門跡と腰曲輪の水ノ手門跡を開放して、本丸と馬洗池方面を結ぶ通路（散策路）を新設する。

<管理用道路>

a. 幹線通路が管理用通路を兼ねるものとする。

b. 城内の植生や各施設の維持管理、ゴミ収集等のため、車の回転に必要なスペースを確保する。

c. 車両通行のため舗装が必要な場合、その材料、仕様は史跡地内にふさわしいものとする。

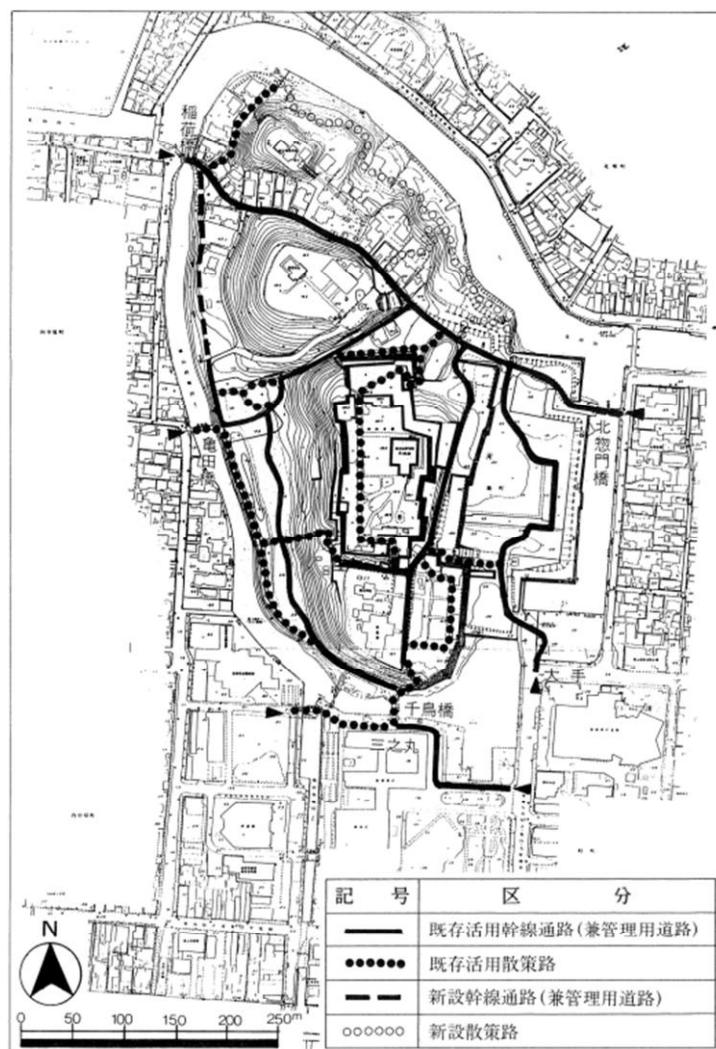


図3-39 城内動線整備指針図

《案内板・サイン等》

- ・城内の案内板、サイン等は城内のもつ歴史的環境にふさわしい規模、デザイン、色調、材質を選び、種類に応じて適正に配置する。
- ・既存の案内板、サイン等は老朽化しているものやデザイン等ふさわしくないものについては、順次取り替えていくものとする。
- ・種類については以下のようなものを導入する。

案内板・サイン等一覧表

種類	名称	内容、設置場所等
指導標	道標	行先、方向、距離等。
	距離標	動線の交点、入口部に設置。
	方位標	
案内解説標	総合案内板	城内の全体構成、現在位置、個々の遺構の解説、歴史的背景等。
	解説板	入口部及び各遺構等に設置。
名称標	銘板	遺構名称、樹木名称等。 必要な各施設に設置。
指示標	注意板	注意事項、禁止事項等。
	警告板	必要箇所に設置。

3) 「史跡松江城保存活用計画」(平成29年(2017)3月策定)における整備方針の概要

平成5年(1993)5月策定の「史跡松江城環境整備指針」に定められた主な整備が、平成12年(2000)度頃までにはほぼ完了した。しかし、同指針策定以降20年以上が経過し、城内の樹木が成長を続けた結果、石垣や地下遺構の保存に悪影響を及ぼし、天守の眺望も遮るようになり、樹木の保護と整理が大きな課題となった。「史跡松江城環境整備指針」策定後も未解決となっている課題も含めて、その解決への展望を明らかにし、今後の史跡の保全と管理に万全を期するとともに、歴史公園としての活用を図るための諸整備を推進することを目的に、平成29年(2017)3月に「史跡松江城保存活用計画」が策定された。

本計画は、平成5年(1993)5月策定の「史跡松江城環境整備指針」を引き継ぐ形で策定されており、史跡松江城の特性や地区区分は「史跡松江城環境整備指針」を踏襲している。

以下、本計画で定められている史跡全体の整備の方法と進め方を示す。

《整備の方法と進め方》

① 保存のための整備の推進

- ・毀損している石垣や土壘などは、危険度や緊急性に応じて修理の優先順位を設定する。
- ・積極的に学術調査を実施して、成果に基づき順次保存・整備事業を行う。
- ・天守や石垣、地下遺構に影響がある樹木等は伐採を行い、遺構保存に努める。
- ・建築物や工作物の設置にあたっては、事前に発掘調査により遺構の把握を行い、適切な保護措置

を施す。

- ・管理施設や防火水槽の目隠しとして植栽されている樹木は伐採し、板塀等への変更を検討する。
- ・主要な城郭施設や地下遺構が所在する本丸・二之丸・二之丸下ノ段・中曲輪・腰曲輪や、近世から続く樹木が多く現存する北之丸では、記念植樹や記念樹は原則受け付けないものとする。
- ・後曲輪・外曲輪地区や城山稻荷神社地区では、近世から続く樹木を阻害せず、周辺植生に悪影響を与えない樹種であれば、記念植樹や記念樹の受け入れを検討する。

② 史跡の価値に基づく整備

- ・天守や石垣の視認を阻害している高木は、設定した視点場からの眺望確保のため、伐採や枝払いなどを行う。
- ・遺構上に建てられている管理便益施設等の更新の際には、史料や発掘調査成果を用いて歴史的な再検証を行い、確実な遺構保存を図ったうえで、可能であれば史実に基づく復元等の適切な建築表現に改める。
- ・発掘調査で検出されている建造物の遺構は、資料調査を継続して復元の検討を行い、復元可能と判断されたものは復元を目指す。

③ 公開活用のための施設の充実

- ・説明施設や案内誘導表示、水飲み・ベンチ等の簡易的な休憩施設、その他公園管理上必要な施設（柵・照明・排水路等）は、整備の進捗に応じ、更新や新設を行う。
- ・これらの施設は、規模や数が過度にならないよう必要最小限に止め、史跡の理解を妨げることがないよう位置やデザインを十分検討して配置する。
- ・照明設備は、「光のマスタークリエイション」に則り、史跡全体が史跡景観に相応しい設備になるよう計画的に新設や更新を図る。
- ・遺構の復元や整備の進捗に応じて新たに園路を整備する際は、景観に配慮した色調や素材を選定し、車両通行の有無や勾配などに応じて、安定した舗装を施す。
- ・管理や便益等の施設は、今後の復元等整備と整合を図りつつ、塗装や目隠しなどの修景を行う。
- ・施設老朽化に伴う変更については、規模や配置等について再検討を行い、計画的に建設や撤去を行う。
- ・排水路は、城山公園全体の排水施設・排水状態の現況調査を行い、雨水排水区域やその排水系統を把握する。
- ・集中豪雨等により頻繁に排水が溢れ出す排水系統は、現況の排水断面・排水能力を調査・把握し、既存の排水施設の部分改修や既存施設を補完するバイパス排水工の整備などを検討する。
- ・排水施設の整備の際は、史跡等への影響、掘削深、景観、皇室関係の記念樹等にも配慮した整備を計画する。

④ 都市構造の核として松江城の全体像を理解できるような整備

- ・内堀沿いや城下町など天守を望む場所を視点場として設定し、説明板やベンチなどの休憩施設を配置したポケットパークとして整備する。
- ・天守をはじめとした史跡地内から近景としての曲輪・縄張、中景としての城下町や市街地、遠景としての宍道湖などを眺望する視点場を複数整備し、それらの景色に関する説明板を整備する。

- ・堀川遊覧船は、城の規模や石垣の大きさを体感できる動く視点場としても活用を図る。
- ⑤ 市民の憩いの場、公園としての環境整備
- ・排水設備の見直しや、樹木の間伐や枝払い・剪定等によって利活用しやすい状態に整備する。
 - ・保存を図るべき樹木の生育が不良な場合には、必要に応じ樹勢回復を図り、虫害の防除、倒木等の防止につなげる。
- ⑥ 歴史的環境と自然環境が一体となった景観の保全
- ・植生環境に悪影響を及ぼす侵略的外来種（ハリエンジュ）は、早い時期に整備する。
 - ・史跡景観に誤解を与えていたヒツバタゴは、移植も検討し、補植などの更新は行わない。
 - ・馬洗池は、水の浄化と汀線の洗掘防止などにより保全を図る。
 - ・内堀沿いに植栽されているクロマツは、近年の風水害の影響により突然倒木して石垣を破壊し、状況によっては堀川遊覧船など人的被害が発生する危険もあるため、適切に維持管理を行い、補植が必要な場合は石垣に影響を及ぼさない範囲で行う。
 - ・樹木については、地区ごとの方針に基づいて管理や整備を行う。

4) 「史跡松江城環境整備指針」と「史跡松江城保存活用計画」で掲げる各地区の整備方針の実施状況

平成29年（2017）3月策定の「史跡松江城保存活用計画」は、基本的に平成5年（1993）5月策定の「史跡松江城環境整備指針」を引き継いでおり、これらの計画や指針で掲げられた整備方針の実施状況を整理することは、今後の整備の方向性を検討するうえで重要である。

以下、「史跡松江城環境整備指針」と「史跡松江城保存活用計画」に掲げる地区ごとの整備の方法と進め方とその実施状況を示す。なお、「史跡松江城環境整備指針」の地区ごとの整備方針の実施状況は本節第2項（28頁以降）に詳細を示している。

《本丸地区》（「指針」：史跡松江城環境整備指針、「計画」史跡松江城保存活用計画）※以下、同様

区分	実施中、実施済	未実施
指針	<ul style="list-style-type: none"> ・天守を中心に考えた環境整備を図る。〔実施中〕 ・来訪者のスムーズな動線確保のため、広場空間を残す。〔実施中〕 ・天守南側のマメイヌツゲは将来撤去して自由園路とする。〔マメイヌツゲは撤去済〕 ・北ノ門を開放して腰曲輪方面への動線を確保する。〔本丸開門時間帯は実施中〕 ・天守景観を妨げ石垣のズレ等を誘発する恐れがある樹木は計画的な伐採など処置を行う。〔実施中〕 ・直政公台座や公衆便所など施設撤去を行う。〔実施済〕 ・天守の国宝指定に努める。〔国宝指定済〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料を整え可能であれば北ノ門を復原整備する。 ・復元風建造物の一ノ門や多門は、史料に基づき復原し直すことを検討する。 ・発掘調査や文献調査等により、可能であれば各櫓等の復原整備を図る。

計画	<p>(イヌツゲは、「指針」と同様〔撤去済〕)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災設備については国宝天守を守るための設備の補強を図る。〔実施済〕 ・耐震補強案を検討して専門家の意見をもとに耐震補強を行う。〔実施済〕 ・サクラは、ソメイヨシノが多く密植のためナラタケモドキ菌に感染し樹勢が衰えている。地下遺構保護の観点からも適切な間隔による再配置を計画的に進める。その際、盛土による遺構と樹根保護措置を施し、サクラの種類についても再検討する。〔実施中〕 ・ライトアップ照明の内、鉄塔に設置されたものは地面に設置するものに変更する。〔実施済〕 	<p>(復元風建造物の一ノ門、多聞は、「指針」と同様)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物等を復元する際は、照明等の諸設備を整え、建造物としての内部公開に加え、史跡に係わる展示空間や管理施設としても活用を図る。 ・本多静六の設計によるものは継承するが、環境変化や歴史的建造物の復元等に伴う動線の変化等に応じて、必要に応じて検討の上で改修等を行う。 ・工作物のうち、景観を阻害する野外照明付鉄塔や貯水槽、管理用のプレバブ建物等は、その位置でなければ用をなさないものに限り機能を残すこととするが、配置や形状・規模は再検討を行う。 ・石垣縁辺の転落防止の木柵やロープ柵、石垣天端付近の有刺鉄線、丸太土止め等については、安全性の維持の点から定期的な点検を行い、老朽化が進行した場合には、素材や形状を再検討し、城内で統一したデザインのものを整備する。
----	--	---

《二之丸地区》

区分	実施中、実施済	未実施
指針	<ul style="list-style-type: none"> ・城跡とは無関係で調和しない茶店や記念碑等の施設を撤去する。〔実施済〕 ・必要に応じて石垣修理を行いながら遺構調査を実施し、御広間等の建物遺構については平面的に明示するなどの整備を図る。〔実施済〕 ・発掘調査や文献調査等により、可能であれば櫓等の復原整備を図る。〔実施済〕 ・整備にあわせ樹木と園路を遺構の外周に移設し、適所に説明板や標柱、公衆便所、ベンチ等を設置する。〔実施済〕 ・興雲閣は、復原修理を実施し、見学、休憩施設として活用する。〔実施済〕 	
計画	<ul style="list-style-type: none"> ・管理用道路を活用して障がい者の車両や興雲閣イベント時の準備車両、松江神社の例祭時の関係車両が臨時的に駐車する場合があるため、事故が起きないよう駐車許可スペースの設定を検討するなど安全対策を講じる必要がある。〔実施中〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・二ノ門跡や定番所跡、多門跡、御局長屋等の遺構については、今後も各種調査や資料の収集を行い、成果が得られた場合には、復元計画を立てた上で、それに基づいて整備を行う。 ・排水路について、南口門跡管理門から石段を下り内堀へ放流している排水系統では、集中豪雨時に

		<p>階段路面を流下したり、石垣からの排水出口での跳水などが確認され、既存水路のかさ上げや既存排水柵からの分水（バイパス）排水工を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・興雲閣での夜のイベントのため、活用面での必要性が指摘されている照明設備の設置には遺構保護と史跡景観への適応が前提であり、「光のマスター プラン」に沿って総合的・計画的に検討する。 ・松江神社北のクロガネモチ並木については、江戸時代の植生を知る資料でもあり、市の指定も検討するなど大切に保存する必要がある。なお、保存に際しては、専門家の意見によって剪定や枝払い、病害虫の駆除等、必要な措置を図る必要がある。 ・皇室関係の記念植樹についても同様に、専門家の意見によって適切な保存措置が必要である。 ・西南之役戦死者慰靈碑は、犠牲者の慰靈の場として、二之丸下ノ段の警察官鎮魂碑とともに関係機関と十分協議した上で、護国神社などへの移設を検討する必要がある。
--	--	---

《二之丸下ノ段地区》

区分	実施中、実施済	未実施
指針	<ul style="list-style-type: none"> ・広がりのある景観を保持し発掘調査等の成果に基づき遺構の明示や復原を考慮しつつ整備を図る。【一部実施済】 ・建物の明示復原に際しては、休憩所、売店機能を付加することや既存便所の改修、移築も考慮する。【実施済】 ・大手口は柳形（馬溜）の修理を行う。【実施済】 ・資料を整えて、可能であれば大手門、大手木戸門の復元整備を検討する。【大手門検討中】 	<ul style="list-style-type: none"> ・脇虎口ノ門も可能であれば復元整備する。
計画		<ul style="list-style-type: none"> ・米蔵跡は城内の建物の中でも規模が大きく、大手門同様に史料調査を継続し、史跡松江城内の建築物の規模や施設の種類・配置が体感できるように整備し、建物に適応した適切な活用を検討する。 ・雨水により表層が洗掘されている茶店付近の舗装をはじめ老朽化した園路舗装の打換えに際して、

	<p>管理車両の通行やイベント時の利用も考慮して、安定性が高くかつ景観に適した材料で整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園路だけでなく広場全体を散策し、イベントでも活用しやすいように、発掘調査の成果を活かして排水機能の強化を検討する。なお、排水の解決に際しては、史跡内の排水状況等の調査を実施した上で、総合的・計画的に設置していく。 ・内堀沿いの近世から生育している数本のクロマツは、石垣などの遺構に悪影響を与えないように、管理の強化を図って保護していく。 ・照明設備は地下遺構の保護を優先しつつ総合的・計画的な配置を検討していく。 ・米蔵跡一帯に記念植樹されているクロマツは公園の修景要素となっているが、遺構の保護に悪影響が予測されることや、成長に伴い景観的に支障となることが想定されるので、早い時期に移植等の措置が必要である。 ・史跡景観上、及び松江城の植生上課題になっているヒトツバタゴについては、椿谷など適切な場所に移植等を検討し、この地区では枯死しても補植しない。
--	--

《中曲輪・腰曲輪地区》

区分	実施中、実施済	未実施
指針	<ul style="list-style-type: none"> ・石垣の修理を計画的に行う。〔実施中〕 ・石垣に影響を与えていた樹木の伐採を計画的に行う。〔実施中〕 ・馬洗池周辺も適宜伐採を行い、修景整備する。〔実施中〕 ・北ノ門の開放に伴い水ノ手門を通行可能にし、腰曲輪内を見学できるようにする。〔実施中〕 ・未指定地の史跡指定化と公有化を図り、民家を移転する。〔実施済〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料を整えて可能であれば門の復原を検討する。
計画		<ul style="list-style-type: none"> ・埋門や水ノ手御門、ギリギリ御門について今後も史料調査等を進め、学術的成果を基にした復元を行うことにより、虎口形態の具現化を目指す。（「指針」と同様）

	<ul style="list-style-type: none"> 馬洗池は周辺樹木の間伐や剪定などにより視覚的に空間的にも水ノ手御門の虎口と一体となるよう整備する。これに伴い、水質向上のために必要な措置や見学者の安全のための防護柵等の設置を検討する。 馬洗池東側の管理用駐車場は、北惣門橋から一部視認できる状況のときがあり、史跡景観に悪影響を与えていたため、他の場所への移動を検討する。 目隠し柵や注意看板等の管理修景施設については、史跡全体でデザインや素材等について指針を作成し、これに基づき段階的に整備・更新を図る。 管理用道路については、観光客の見学路と管理用車両の通行路、防災用道路の三つの役割があり、安全対策には十分配慮する必要がある。そのため、通行車両は許可や届出、登録制にし、スピードも制限するなど一般車両が侵入できないような管理が必要である。 管理用道路は、劣化や毀損も多いため、日常管理により状態を把握し、必要に応じて修復に努める必要がある。なお、大規模修復に際しては、地下構造の保護や、史跡景観との調和が前提であり、史跡内の園路との調和を図った総合的・計画的な整備が必要である。
--	--

《後曲輪・外曲輪地区》

区分	実施中、実施済	未実施
指針	<ul style="list-style-type: none"> 良好な樹林地景観の保全に努める。〔実施中〕 千鳥橋袂の職員会館は撤去する方向で関係者と協議を進める。跡地には休憩ができる広場を設けて、城山南側エントランス空間として整備する。〔実施済〕 民家の移転、撤去を進めて、城山公園及び史跡松江城の管理施設を必要に応じて整備する。〔民家の撤去、四阿整備を実施済〕 亀田橋～稻荷橋間の堀端園路の新設等により、散策空間としてさらに活用を図る。〔実施済〕 	<ul style="list-style-type: none"> 樹林に囲まれ鳥類等の飛来もある自然条件を十分活用した整備を行う。 四季折々の花木が鑑賞できる椿谷広場は、憩い・散策の場となるように中央の散策路に沿って適宜ベンチ等を配置する。 亀田橋付近に休養便益施設としての四阿・便所・水飲場等を設置する。 快適な空間とするため、必要に応じて盛土造成、雨水排水施設設置を行う。
計画	<ul style="list-style-type: none"> 市民の憩いの空間として散策等に利用できる 	<ul style="list-style-type: none"> 椿谷と呼ばれてきた経緯を尊重し、植栽や補植に

	<p>ような施設の充実に努める。〔実施済〕 (「指針」と同様)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園植栽として植えられたハリエンジュ(ニセアカシア)は、周辺植生に悪影響が懸念されるため早い時期に伐採・除根を行う。〔実施済〕 公園植栽として植えられたハリエンジュ(ニセアカシア)は、周辺植生に悪影響が懸念されるため早い時期に伐採・除根を行う。〔実施済〕 	<p>よって植生の保護・継承を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 東側の斜面は近世から続く植生が存在するので、密植する自生木の伐採、枝払い、剪定など適切な保護の措置を図る。加えて、近世から続く樹木であることを明示する必要がある。 指定管理者の管理事務所や関係車両の保管場所もあるため、公園及び史跡維持管理の拠点としての機能を継続しつつも、ここを用屋敷と記す絵図もあるため、掘削を伴う整備を行う場合は発掘調査を実施し、その成果によっては城郭としての整備を検討する。 管理用駐車場や管理事務所、倉庫などの目隠しについては、史跡全体でデザインや素材等について総合的・計画的に整備・更新を図る。
--	--	---

《北之丸地区》

区分	実施中、実施済	未実施
指針		<ul style="list-style-type: none"> 未指定地の史跡指定化を推進する。 樹林の保全と管理を図る。 発掘調査などにより遺構の解明を順次進める。
計画	<ul style="list-style-type: none"> 社殿等の改築や増築、新築に伴う発掘調査で、地下遺構が確認された場合は地下遺構を適切に保存する。〔実施済〕 社殿等の改築や増築、新築に伴う発掘調査で、地下遺構が確認された場合は地下遺構を適切に保存する。〔実施済〕 	<ul style="list-style-type: none"> 近世から続く植生は、周辺に密植する自生木等を間伐、枝払い、剪定し保護・保存を図る。 二之丸の西南之役戦死者慰靈碑、二之丸下ノ段の警察官鎮魂碑は、日本のために犠牲になった人を祀った石碑であるので、関係機関と協議のうえ、護国神社への移設を検討する。 城郭としての整備が可能となった場合には、発掘調査成果を踏まえて、歴史的建造物の復元や遺構平面表示などの整備を検討する。 遺構整備に際しては、北之丸の役割や発掘調査で検出された遺構等を解説した説明板の設置や休憩施設の配置等の環境整備も進める必要がある。

《城山稻荷神社地区》

区分	実施中、実施済	未実施
指針	<ul style="list-style-type: none"> 北部樹林地内に、内堀の対岸の伝統美観地区の眺望を楽しめる散策路を整備する。〔実施済〕 	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査等の成果によっては、舟着門を復原整備する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・整備の際は、植生の保存に配慮する。[実施済] ・西側には休息のできる小広場と便所、四阿等の施設を配置する。[実施済] ・現存する土壘、石敷、石段、井戸等の遺構を保存整備する。[保存中] ・指定地外の市道と民家、神社有地の、史跡指定化を図り、適切な整備を進める。[実施中] 	<ul style="list-style-type: none"> ・市道は将来、城内遊歩道として再整備する。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ・民有地の追加指定と公有地化を図る。[実施中] ・社殿等の改築や増築、新築に伴う発掘調査で、地下遺構が確認された場合は地下遺構を適切に保存する。[実施済] 	<ul style="list-style-type: none"> ・城山稻荷神社を、保護・保存するため敷地を早い時期に追加指定する必要がある。 ・まとまった範囲で公有地化がされた段階で、発掘調査や資料等の調査により遺構の実態を明らかにし、実態に則した遺構の計画的な顕在化を図る。 ・整備した遺構等については、説明板の設置や園路整備などの環境整備を行う。 ・市道城山線については、民有地全体の公有地化の目途が立った段階で、関係機関と廃止等の検討を行う。ただし、史跡松江城の防災道路や、各神社、管理活用のための道路として、引き続き道路機能は残す。 ・北の内堀沿いに整備された散策路は、樹木が多くジメジメしている箇所の間伐や枝払い、剪定等を行い、日照が得られる状態にする。 ・堀端には、モウソウチク群が広がり景観と眺望を阻害しているので、撤去していく。

《三之丸地区》

区分	実施中、実施済	未実施
指針		<ul style="list-style-type: none"> ・現在県庁舎が建つ三之丸跡は、城にとって欠かすことができない重要な曲輪跡であり、史跡指定化と整備を図るため関係機関と協議を進める。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ・社殿等の改築や増築、新築に伴う発掘調査で、地下遺構が確認された場合は地下遺構を適切に保存する。[実施済] ・社殿等の改築や増築、新築に伴う発掘調査で、地下遺構が確認された場合は地下遺構を適切に保存する。[実施済] 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査で確認された城郭関連遺構については、関係機関と協議の上、遺構表示等により顕在化を図る。 ・関係機関と協議の上、天守並びに二之丸の眺望点として整備し、松江城と一体の空間であることを体感できる場とする。 ・関係機関と協議の上、史跡の追加指定を実施する。（「指針」と同様）

《入口地区》

区分	実施中、実施済	未実施
指針	<ul style="list-style-type: none"> ・城内と周辺域を結ぶエントランス空間として位置づけ、広場の確保、案内板の設置等の整備を図る。〔実施済〕 ・大手前は、車道線とのターミナル機能の充実を図り、駐車場機能を拡充する。〔実施中〕 ・資料に基づき北惣門橋を復原し、交通規制を行い、城内通路としての整備を図る。〔実施済〕 ・稻荷橋周辺に史跡指定から外れた民有地があることから、早急に史跡指定を行う。〔実施中〕 ・千鳥橋は老朽化が進んでいるため、改築(木造)を行う。〔実施済〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・北惣門橋付近は、橋、門を通る道が市道(史跡指定地外)となっており、来訪者が散策を楽しめない状態となっているため、史跡指定を早急に図る。 ・稻荷橋は城内の橋にふさわしいデザインのものに改築し、歴史的景観づくりに努める。 ・亀田橋付近は、椿谷への入口としてふさわしい修景整備を行う。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ・北惣門橋や稻荷橋は、民有地の公有地化の完了とともに、市道城山線の廃止と車両の通行制限を検討していく。なお、北惣門橋の橋板被覆材については、車両通行の状況を踏まえて、修景的に更新を図る。〔一部実施済〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡松江城の入口にあたる大手や橋のうち説明・案内板がない場所は、適切な場所に設置していく。 ・大手前の内堀の埋立箇所は、条件が整えば復元を図る。また、それまでは遺構平面表示を検討する。

《内堀地区》

区分	実施中、実施済	未実施
指針	<ul style="list-style-type: none"> ・松江城にとって欠くことのできない遺構の保存と修景を図る。〔実施中〕 ・石垣等護岸を修復する。〔実施済〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・水質の浄化や、防災面からの汚泥浚渫、大手前の暗渠改良、導水等を実施する。 ・発掘調査等十分な検討に基づく舟着門の復原等での保存、修景を図る。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ・北惣門橋や稻荷橋は、民有地の公有地化の完了とともに、市道城山線の廃止と車両の通行制限を検討していく。なお、北惣門橋の橋板被覆材については、車両通行の状況を踏まえて、修景的に更新を図る。〔一部実施済〕 	<p>(水質の浄化や、防災面からの汚泥浚渫、大手前の暗渠改良は、「指針」と同様)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋め立てられている大手と小泉八雲旧居前については、旧に復することを検討しなければならないが、それまでは平面表示等により顕在化を図る。 ・堀の造成地形が残存することも想定されるので、可能な限り遺構の確認を実施する必要がある。 ・遊覧船乗客の視点で鬱蒼とした樹木を整理する等、景観向上を図る整備を計画的に実施する。

第2節 史跡松江城の本質的価値と構成要素

(1) 史跡松江城の本質的価値

「史跡の本質的価値」とは、文化庁発行の『史跡整備のてびき』によると「史跡指定地内の土地に存在する遺跡が、土地と一体となって有するわが国の歴史上又は学術上の価値」である。史跡が有する本質的価値とその構成要素を特定し、それらを適切に保存管理し、次世代へ確実に継承していくことが重要である。

本整備基本計画の上位計画にあたる「史跡松江城保存活用計画」において、「史跡の本質的価値」が明文化されていないことから、昭和9年（1934）の史跡指定理由及び史跡指定後に行われた発掘調査や松江市史編纂過程での調査研究成果などを踏まえて、史跡松江城の本質的価値を以下のとおりまとめる。

- ア 慶長5年（1600）の関ヶ原合戦の戦功により出雲国・隱岐国の大守となった戦国武将の堀尾吉晴・忠氏父子が、宍道湖畔に位置する亀田山を新たな居城として計画し、吉晴が実質的な指揮を執って慶長12年（1607）頃から慶長16年（1611）頃にかけて新たに築城した平山城である。
- イ 亀田山頂上に本丸、本丸の南側に二之丸、北側に腰曲輪、東側に中曲輪と外曲輪（二之丸下ノ段）、西側に後曲輪を配置し、腰曲輪の北側には切通し（堀切）を挟んで北之丸や外曲輪を置く。これら曲輪全体の周囲には内堀を巡らせ、亀田山の南麓には内堀を挟んで三之丸を配置する。曲輪内には、石垣や土塁、門、櫓、多門、塀のほか、天守や御殿をはじめとする施設が建設され、軍事施設としてだけでなく、松江藩の統治拠点としての役割も果たした城郭である。
- ウ 堀尾氏により慶長年間に築城されたこの縄張りや石垣などが、京極氏、松平氏と藩主が移り替わっても基本的に守り伝えられて現在も残る、山陰地方における代表的な近世城郭である。
- エ 権力と城下町の繁栄を象徴する四重五階地下一階の慶長年間創建の天守が重層的な石垣の上に現存する城郭空間が、近世城郭としての特徴を顕著に表している。

(2) 史跡松江城に関する諸要素

史跡の保存においては、史跡を構成している諸要素を適切に定義し、それらを確実に把握することが極めて重要である。史跡松江城に関する諸要素は、「史跡松江城保存活用計画」をもとに次のように分類できる（図3-40）。

史跡松江城の構成要素は、「史跡松江城特有の価値を構成する諸要素（史跡松江城の本質的価値を構成する諸要素）」と「その他の諸要素」に大別される。

「史跡松江城特有の価値を構成する諸要素（史跡松江城の本質的価値を構成する諸要素）」は、先に述べたア～ウの本質的価値を構成する要素であり、城郭を構成する歴史的建造物としての天守、縄張りや城郭を構成する石垣・堀等、地下に埋蔵されている遺構・遺物、近世から生息する樹木が位置付けられる。

「その他の諸要素」は、さらに「近代の松江城の歴史的価値を構成する諸要素」、「本質的価値と密接に関わる諸要素」、「その他の諸要素」の3つに細分される。このうち「近代の松江城の歴史的価値を構成する諸要素」は、近代化とともに城内に建築または移築されてきた文化遺産等や、近代の歴史的

価値と関わる樹木の植栽である。「本質的価値と密接に関わる諸要素」は、本質的価値を保存・活用するために設けられたものである。「その他の諸要素」は、時間経過の中で自然的・人為的に付加されたものである。

このほか、「史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素」として、「松江城の価値に関連する諸要素」、「松江城周辺の環境を構成する諸要素」の2つを位置付けることができる。

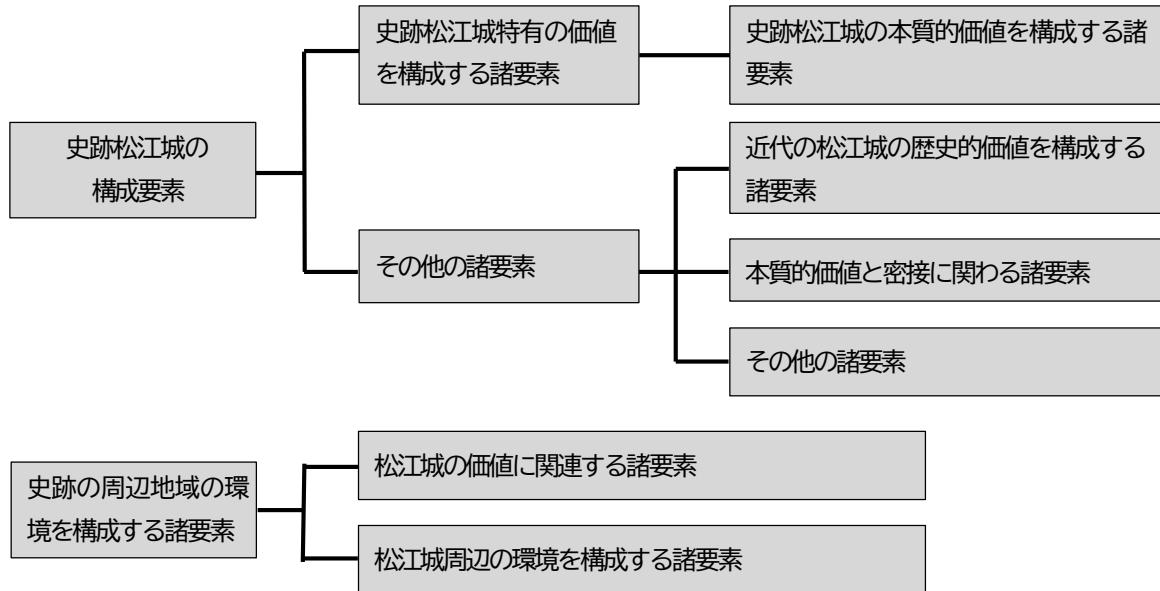


図3-40 史跡松江城に関する諸要素の体系

(3) 史跡松江城の構成要素

A. 史跡松江城特有の価値を構成する諸要素（史跡松江城の本質的価値を構成する諸要素）（表3-1）

近世城郭としての「城郭を構成する歴史的建造物」（松江城天守）、「縄張りや城郭を構成する石垣・堀等」、「地下に埋蔵されている遺構・遺物」であり、我が国の歴史上または学術上の価値の高いもので、改変することなく確実に保存すべきものである。なお、「史跡松江城保存活用計画」を踏まえて、樹齢150年以上と推定される樹木を「近世から生息する樹木」として本要素に含めるものとする。

表3-1 史跡松江城特有の価値を構成する諸要素（史跡松江城の本質的価値を構成する諸要素）

区分	諸要素	
城郭を構成する歴史的建造物	本丸	松江城天守
縄張りや城郭を構成する石垣・堀等		造成地形、縄張（本丸、二之丸、腰曲輪、中曲輪、外曲輪、後曲輪、北之丸、内堀）、石垣、土壘、土羽、水路、石段、道、井戸
地下に埋蔵されている遺構・遺物	本丸	乾櫓跡、坤櫓跡、武具櫓跡、弓櫓跡、鉄砲櫓跡、祈禱櫓跡、多門跡、北ノ門跡、一ノ門跡、廊下跡、御台所跡、番所跡、塙跡、御菴蔵跡、家（御殿）跡等の遺構・遺物

	二之丸	局長屋跡、御書院跡、御広敷跡、番所跡、上御台所跡、御風呂屋跡、月見櫓跡、 御土蔵跡、御廊下跡、井戸跡、塀跡、 下御台所跡、御式台跡、御広間跡、 南櫓跡、中櫓跡、太鼓櫓跡、多門跡、 平地門跡、二ノ門跡、三ノ門跡、 西ノ門跡、南ノ門跡等の遺構・遺物
	腰曲輪	塀跡、水ノ手門跡、埋め門跡等の遺構・遺物
	中曲輪	塀跡、柵跡、ギリギリ御門番人居所跡、ギリギリ御門跡等の遺構・遺物
	外曲輪 (二之丸下ノ段)	大手門跡、御小人長屋跡、天守鍵預居所、瓦蔵跡、 塀跡、米蔵跡、会所跡、長屋跡、北惣門跡、小門跡等の遺構・遺物
	外曲輪(馬溜)	大手柵門跡、塀跡等の遺構・遺物
	北之丸	上御殿跡等の遺構・遺物
	外曲輪	城内稻荷社、楠松平社跡、木苗方跡、 舟着跡、中原口(柵門)跡、土屋敷跡等の遺構・ 遺物
	後曲輪	露地門跡、井戸跡、御茶屋跡、舟着跡、塀跡、番所跡等の遺構・遺物
近世から生息する樹木	樹齢150年以上の樹木(北之丸西側のスダジイ群落等)	

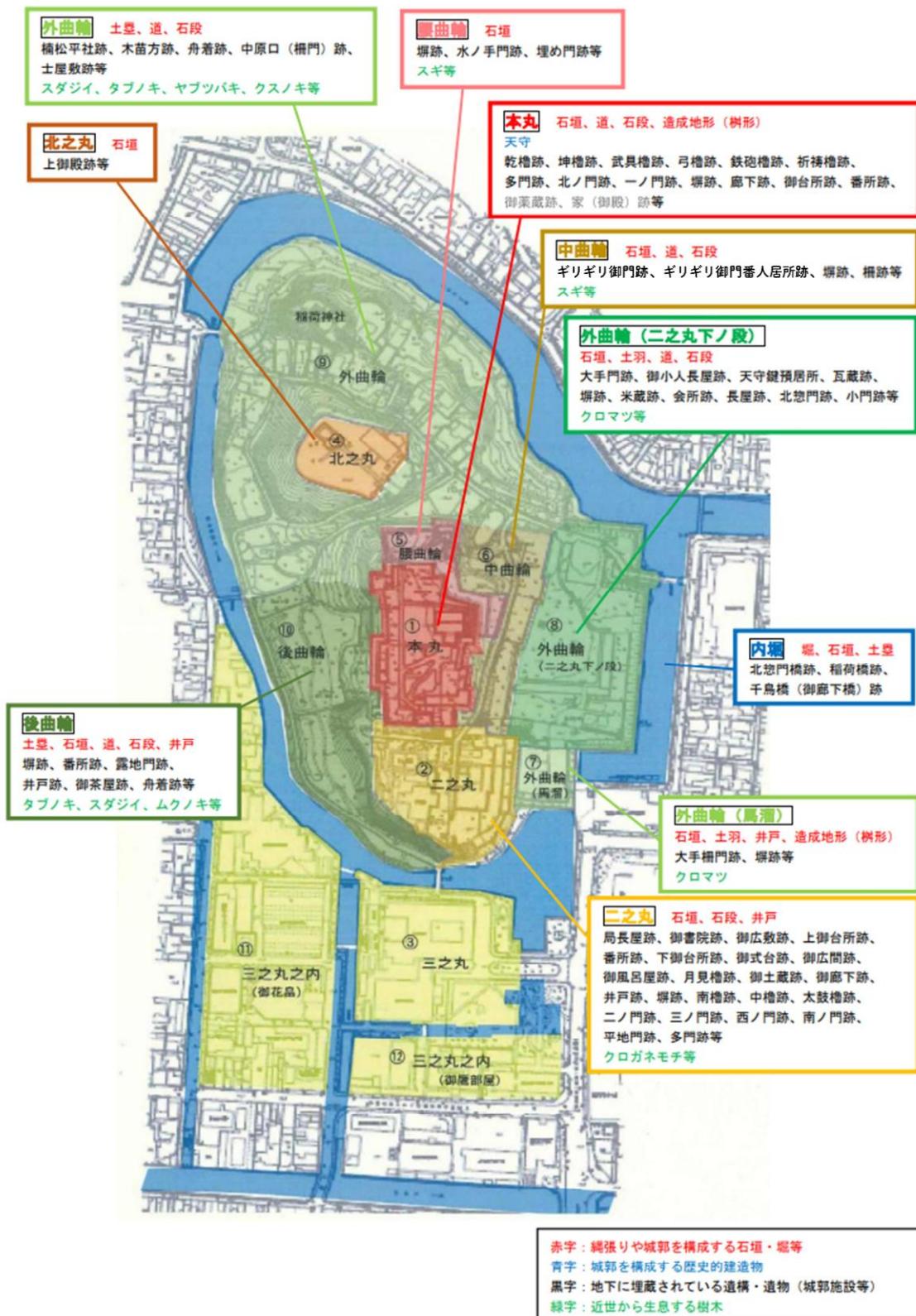


図3-41 本質的価値を構成する諸要素

B. その他の諸要素

1. 近代の松江城の歴史的価値を構成する諸要素（表3-2）

近代化とともに城内に建設や移築されてきた文化遺産など、近代の松江城の歴史的価値を構成するもので、適切に維持管理することにより保全に努めるべきものである。なお、「史跡松江城保存活用計画」では「近代以降の松江城の歴史的価値を構成する諸要素」を「歴史的建造物」、「宗教施設等」、「近代以降の価値とかかわる植栽」の3区分に細分するが、「宗教施設等」として区分される松江神社は、建造物・構造物として歴史的価値が認められることから、本計画では「歴史的建造物・構造物等」として位置付けを改めた。また、「近代以降」を「近代」とし、二之丸南側（月見櫓下）石垣修理に伴い発見された防空壕を加えるなど、「史跡松江城保存活用計画」掲載内容を整理した。

表3-2 近代の松江城の歴史的価値を構成する諸要素

区分	諸要素
歴史的建造物・構造物等	興雲閣
	松江神社（本殿、拝殿、手水舎、土蔵、福德稻荷、鳥居、灯籠、照明灯、狛犬、絵馬掛け、由緒書、神社名称柱等）
	防空壕
近代の価値とかかわる植栽	皇太子嘉仁親王御手植えのマツ、皇太子裕仁親王御手植えのマツ、秩父宮殿下御手植えのイチョウ、東郷平八郎植樹のマツ

2. 本質的価値と密接に関わる諸要素（表3-3）

本質的価値を保存・活用するために設けられたもので、遺構や歴史的建造物等の調査や整備に応じて更新が必要となる場合もある。「史跡松江城保存活用計画」では「本質的価値と密接に関わる諸要素」を「復元建造物」、「復元風建造物」、「遺構平面表示」、「説明施設等」、「防災設備」、「利活用施設」、「管理施設」、「公園設備」、「大手、橋」、「植生」、「修景・公園植栽」の11区分に細分するが、本計画では史跡の本質的価値と不可分なものとして遺構等に直接関わる「復元建造物」、「復元風建造物」、「遺構表示」、「説明施設等」の4区分に整理した。

なお、「復元建造物」は、それ自体が学術的な存在として価値を高める、ないしはそれを顕在化する一助になる遺構表現である。一方、「復元風建造物」については、風致を高めることに主眼を置いたもので、遺構や史料の調査によっては復元建造物としての整備を検討することが求められる。

表3-3 本質的価値と密接に関わる諸要素

区分	諸要素	
復元建造物	二之丸	南櫓、中櫓、太鼓櫓、塀（※国庫補助で整備）
復元風建造物	二之丸、外曲輪（馬溜）	井戸屋形
	本丸	一ノ門〔管理用門〕、北ノ門〔管理用門〕、多門（一ノ門脇）〔休憩施設・管理施設〕

	二之丸	西ノ門〔管理用門〕、南ノ門〔管理用門〕、平地門、番所〔公衆トイレ〕
	外曲輪（二之丸下ノ段）	御破損方・寺社修理方会所〔茶店、観光案内所、公衆トイレ〕
	内堀	北惣門橋、千鳥橋
遺構表示	本丸	多門跡（北ノ門東脇）
	二之丸	御殿跡（御広間跡、御式台跡、下御台所跡）
	外曲輪（二之丸下ノ段）	米蔵跡、排水溝跡
	外曲輪（馬溜）	大手門跡、井戸枠・石組、排水路（石組水路）、腰石垣
	外曲輪（搦手虎口付近）	土屋敷跡
説明施設等	総合案内板、史跡名称石柱、地区説明板、個別説明板、名称柱	

3. その他の諸要素（表3-4）

時間経過の中で自然的・人為的に付加されたものである。中には本質的価値に悪影響を及ぼしているもの又は将来的にその可能性があるもの、史跡と関わりのないものなど、除却や移転を検討すべき要素も含む。なお、「史跡松江城保存活用計画」で「本質的価値と密接に関わる諸要素」に区分される「利活用施設」、「管理施設」、「防災設備」、「公園設備」、「大手・橋」、「植生」、「修景・公園植樹」は、本計画では整理したうえで「その他の諸要素」に位置付けた。

表3-4 その他の諸要素

区分	諸要素
防災設備	放水銃、防火水槽、屋外消火栓、防犯カメラ、屋外スピーカー、ポンプ室付地上式消防水槽
利活用施設	園路、広場、ベンチ、東屋、案内標識、手摺、安全柵、便所、券売機、管理事務所
管理施設	管理用道路、管理用駐車場、管理用柵、車止め、倉庫、土留柵、道路標識
公園設備	埋設管（上下水道、電気等）、側溝、電柱、キューピクル等の盤類、公園灯、貯水槽、ライトアップ用照明
橋	亀田橋等
樹林・樹木 (近世から生息する 樹木を除く)	樹齢150年に満たない以下の樹林・樹木 ▲樹林：スダジイ、ヤブツバキ、タブノキ等 ▲修景樹木：サクラ類、モミジ類、ツバキ類、ウメ、クロマツ、スギ、モウソウチク等 ▲記念植樹：サクラ類、ツバキ類、クロマツ、ヒトツバタゴ（通称ナンジャモンジャ）等 ▲その他自生木
石碑類	松江城碑、西南之役戦死者慰靈碑、警察官忠魂碑、天皇皇后両陛下行幸記念碑等
宗教施設	松江護国神社（本殿、拝殿、社務所、鳥居、灯籠、手水舎、駐車場、参道、幡竿、慰靈碑、玉垣、由緒書や神社名称石柱）
個人住宅	個人住宅、門、塀、庭等

(4) 史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素

松江城を構成する三之丸跡が史跡指定されていないことも踏まえて、「史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素」として、「松江城の価値に関連する諸要素」と「松江城の周辺環境を構成する諸要素」を位置付ける。

松江城の価値に関連する諸要素（表3-5）

史跡指定地外のかつての松江城内に所在する城郭遺構や地下に埋蔵されている遺構遺物等で、本質的価値を構成する諸要素と同様の保存を検討すべきものである。

表3-5 松江城の価値に関連する諸要素

区分	諸要素	
縄張・城郭を構成する石垣、堀等	造成地形、縄張（三之丸、御鷹部屋、御花畠、内堀）、石垣、土塁	
地下に埋蔵されている遺構・遺物	内堀	（埋立て）
	三之丸	御殿跡、御門跡、土橋跡、番所跡、多門跡、御廊下橋跡等
	三之丸之内 (御鷹部屋)	御鷹部屋跡、御銀蔵跡、殺生方跡、鉄砲方跡等
	三之丸之内 (御花畠)	田中御殿跡、南方御殿跡、枡形御茶屋跡、枡形池跡、花畠番所跡、泉水跡、長局跡、南門跡、引堀跡、御物見跡等
宗教施設	城山稻荷神社	本殿、拝殿、鳥居、参道、狛狐、狐石像等

松江城の周辺環境を構成する諸要素（表3-6）

史跡周辺における本質的価値と密接に関わる要素で、城下町の町割と風情を残す建築物、及び景観として史跡と連続し、又は一体となっている宍道湖と大橋川など城下町の景観を構成するものである。

表3-6 松江城の周辺環境を構成する諸要素

区分	諸要素
大手前	広場、駐車場
市道	市道城山線
内堀周辺（塩見縄手）	塩見縄手通りの旧武家屋敷の家並（武家屋敷、史跡小泉八雲旧居） 明々庵、北堀橋からの眺望
堀川（外堀） 宍道湖、大橋川、京橋川	堀割（水面、水質）